

Mitsui Direct General Insurance

Disclosure

三井ダイレクト損害保険の現状  2026

三井ダイレクト損保

MS&AD INSURANCE GROUP

はじめに

日頃は皆さまの温かいお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営課題への取り組み、事業概況及び財務状況等を皆さまにご案内させていただきたく、ディスクロージャー誌「三井ダイレクト損害保険の現状 2026」を作成いたしました。本書が、当社へのご理解を深めていただく上で少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも皆さまの一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

MS&AD 三井ダイレクト損保

＊本誌は、保険業法第 111 条及び当社ディスクロージャー・ポリシーに基づいて作成した資料です。

ディスクロージャー・ポリシー

三井ダイレクト損害保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

< 情報開示に関する主な項目 >

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

Contents

ごあいさつ	2
トピックス	3

MS & A Dインシュアランス グループについて

MS & A Dインシュアランス グループについて	4
---------------------------	---

経営について

三井ダイレクト損保の目指す姿	8
主要経営指標	10
事業の概況	12
コーポレート・ガバナンス体制	13
内部統制システムに関する方針	14
E R M経営の推進	16
リスク管理とコンプライアンス	17
反社会的勢力に対する方針	22
お客さま第一の業務運営に関する方針	23
お客さまの声への取り組み	24

お客さまの安心のために 商品・サービスについて

ご契約のお手続き方法	27
事故対応サービス	29
取扱商品	32
損害保険の仕組み	34

【資料】会社概要・業績データ

I．当社の概況	36
II．当社の主要業務に関する事項	39
III．財産の状況	47
損害保険用語の解説	56

ごあいさつ

平素より三井ダイレクト損保をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の経済は緩やかな回復基調が続く一方で、海外での紛争や貿易摩擦、物価の高騰などにより、社会環境が大きく変化し、不確実性が高まっています。そのような中、当社は常にお客さまの声に寄り添い、安心と安全をお届けするという私たちの使命を果たしていけるよう、日々取り組みを進めています。

2022年7月に「強くてやさしい」企業になることを宣言した当社は、お客さま一人ひとりのニーズに合致した「カスタマーセントリック」な品質・サービスと「エフォートレス」な価値提供を追求し、お客さまから選ばれ続ける企業となることを目指しています。

この宣言を具現化するために、お客さま向け Web 手続き機能（お見積もり・契約手続き）の全面刷新による利便性向上や、お客さまに最適な提案を行うマーケティングシステムの導入、事故の未然防止に向けたお客さまへの情報発信などに順次取り組み、多くのお客さまにご好評をいただいております。

また、2027年4月に当社グループ各社は統一ブランドとして「三井住友海上」を掲げる予定であり、当社も新商号を「三井住友海上ダイレクト」とすることとしました。これまで以上にグループ各社間の連携を強めるとともに、一層の認知や信頼をいただき、より多くのお客さまから選ばれる企業となるべく、精進してまいります。

引き続きのご愛顧とご支援をよろしくお願い申し上げます。



三井ダイレクト損害保険株式会社
取締役社長

佐々間 美奈子

トピックス

1 2025 年度の自動車保険のご契約台数が 100 万台を突破

当社は開業 25 周年を迎えた 2025 年度に、ご契約台数^(注)が 100 万台を突破しました。年度内のご契約台数が 100 万台を突破するのは、創業以来初となります。2023 年 1 月保険始期より「強くてやさしいクルマの保険」を販売し、次世代基幹システム "Trusty" を活用した分かりやすい Web サイトや、マーケティングシステムを活用したお客さま一人ひとりへの最適なお提案、補償選びに困った時やアクシデント時も寄り添う高品質なサービスを提供してまいりました。今後もデジタル技術を活用し顧客接点や商品・サービスの品質を高め、お客さまに選ばれ続けることを目指してまいります。

(注) 2025 年 4 月～2026 年 3 月が保険始期日である自動車保険（「強くてやさしいクルマの保険」、「強くてやさしいバイクの保険」）の契約台数の合計



2 IT 奨励賞（経営・業務改革）受賞～データドリブンマーケティングで実現した業務プロセス改革が評価～



公益社団法人 企業情報化協会 (IT 協会) 主催の 2025 年度 (第 43 回) IT 賞において、昨年の「IT 賞 (マネジメント領域)」に続き、2 年連続で「IT 奨励賞 (経営・業務改革)」を受賞しました。今回の受賞は、マーケティングシステムの刷新プロジェクトにおいて、カスタマーデータプラットフォーム（お客さまを理解してサービスに活かす仕組み）の活用や配信実績に基づいた改善サイクルを実現し、顧客提案の精度や、顧客体験の改善速度が大きく向上した点を評価されました。当社は今後も、強みであるデータ活用をさらに推進し、最適なチャネルを通じてお客さま一人ひとりにより迅速かつ的確なお提案を行うことでお客さま満足度のさらなる向上に努めてまいります。

3 HDI 格付け：最高評価「三つ星」を 10 年連続獲得、「五つ星認証」も 8 年連続取得

HDI-Japan（運営：シンクサービス株式会社、代表取締役 CEO: 山下 辰巳）の 2025 年 HDI 格付けベンチマークにおいて「問合せ窓口格付け」、「Web サポート格付け」の 2 部門で最高ランクの「三つ星」を 10 年連続獲得しました。また、センターの運営を評価される「五つ星認証」は 8 年連続の認証となりました。

さらに、個人の品質レベルを評価対象とする「個人三つ星」においても今年度エントリーした 3 名のコンシェルジュメンバー全員が満点で認定され、現在在籍する「個人三つ星」獲得者は 40 名となりました。



<問合せ部門五つ星認証>



<Webサポート部門五つ星認証>

4 「三井住友海上ダイレクト損害保険株式会社」への商号変更を発表しました

2027 年 4 月に「三井ダイレクト損害保険株式会社」から「三井住友海上ダイレクト損害保険株式会社」へ商号変更予定であることを、2025 年 9 月に発表しました。グループ各社が統一ブランドとして「MSIG（三井住友海上グループ）」を掲げることに伴い、また成長著しいダイレクト事業領域を担う会社であることを明確に表すため、当社は「三井住友海上ダイレクト」に商号変更することとしました。

強みである「デジタル技術を活用したお客さまとのコミュニケーション力」や「機動性を備えた高い商品開発力」を活かして、グループにおける先進的取り組みを実行するパイロットの役割を強化していくとともに、これまで以上にグループ各社間の連携を強め、より多くのお客さまから選ばれる会社を目指してまいります。

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは特色ある3つの国内損害保険会社と2つの国内生命保険会社を中心とした保険・金融グループです。「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」をミッションに掲げ、世界48の国・地域で海外事業を展開しています。グループの強みである多様性を活かし、地域密着からグローバルまで、お客さまのあらゆるニーズに対応した商品・サービスを提供しています。

ドメイン別事業概要

国内損害保険事業

グループ全体で多様なお客さまニーズへ万全に対応

国内シェアNo.1

正味収入保険料シェア (2025年度)
(出所) 各社公表数値より当社グループ調べ

MS&AD 三井住友海上

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

MS&AD 三井ダイレクト損保

国内生命保険事業

異なる特長を持つ2社が強みを活かし、保障性商品と資産形成型商品を展開

保険料等収入規模 損保系生保No.1

損害保険グループ傘下の生命保険会社の
保険料等収入ランキング (2025年度)
(出所) 各社公表数値より当社グループ調べ

MS&AD 三井住友海上あいおい生命

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

海外事業

48の国・地域に海外ネットワークを構築し、ASEAN10カ国に拠点を持つ損害保険グループ

ASEAN域内No.1

ASEAN総収入保険料ランキング
(出所) 最新の公表数値より当社グループ調べ

MS&AD Amlin

MS&AD FirstCapital

MS&AD Aioi Nissay Dowa Europe

金融サービス事業

新たな金融商品・サービスの開発や提供を通じて、
グループ総合力を発揮

MS&AD 三井住友海上キャピタル

社会課題へのソリューション事業

保険事業との強いシナジーが見込める
保険外事業・ソリューションを開発・展開

MS&AD MS&ADインターリスク総研

ミッション・ビジョン・バリュー

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一

誠 実

チームワーク

革 新

プロフェッショナリズム

グループ経営計画

目指す姿(定性目標)

2026年度から、当社グループは2030年度の「目指す姿」を描いた新たな経営計画をスタートさせました。グループの役割や社会的な責任が、これまで以上に重要になる中で、保険本来の価値提供を追求し、「お客さまから最も選ばれる保険・金融グループ」を目指して、成長と挑戦を続けていきます。

新たな経営計画では、不確実性が増す時代において、当社グループにお客さまの大切な未来を託していただくために、グループタグライン「Taking on Risk, Leading the World ～リスクに挑み、世界をリードする～」を掲げました。全役職員が、当社グループの役割や社会的責任を自覚し、価値観や行動をアップデートすることを通じて、ビジネスモデルを転換し、保険業界への信頼を取り戻すための変革をリードしていくことが何より大切だと考えています。

また、世界に広がるグループの事業基盤を最大限に活用し、お客さまに「最適な安心」「最高のエフォートレス体験」「最先端のソリューション」を提供することで、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えていきます。

当社グループは、将来的に目指す姿として1兆円の修正利益^(注)という目標を掲げました。目標達成に向けて、国内・海外の保険事業、資産運用、社会課題・地域課題を解決する新しいビジネス機会など、既存の枠組みを超えた挑戦をし続けることで、政策株式売却完了後の2030年度においても安定的かつ持続的な利益を創出できる、確かな事業構造を築いていきます。

(注) IFRS当期純利益に対して、キャッシュベースを重視した調整を加えた利益

2030年度に向けた取り組み姿勢

国内保険会社の取り組み姿勢

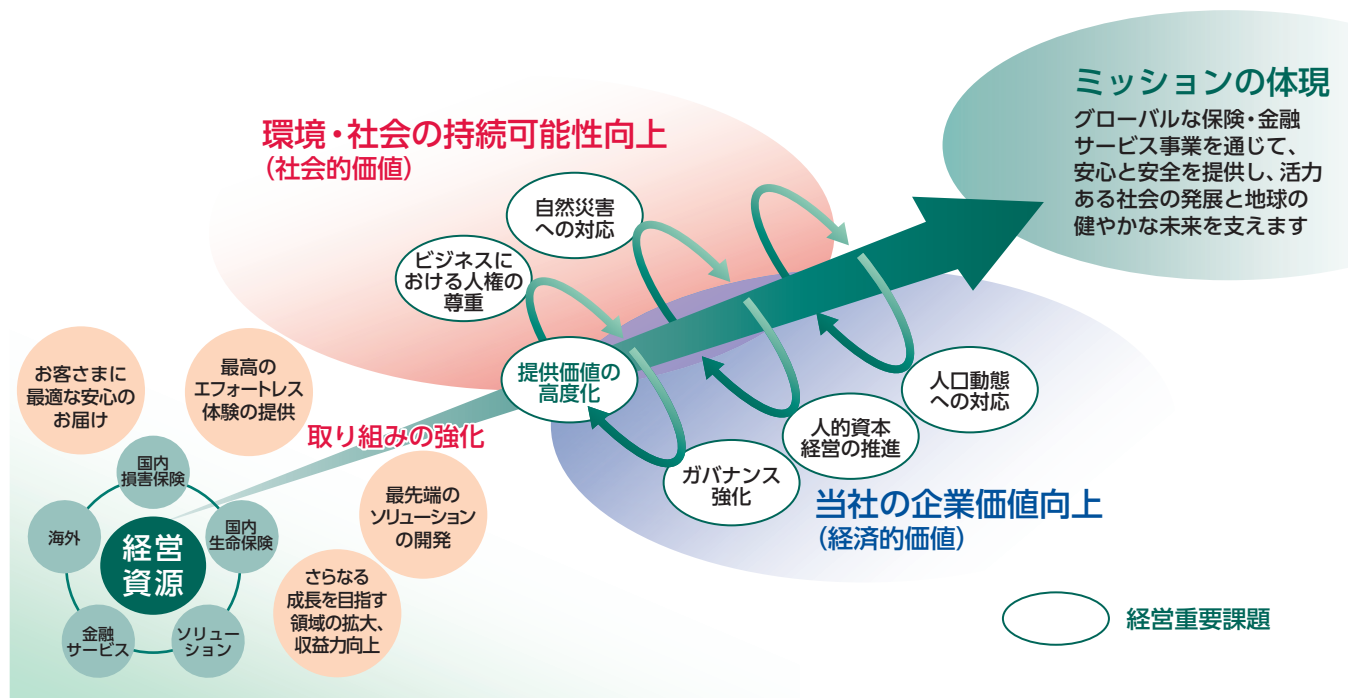
お客さまから最も選ばれる保険・金融グループ

グループタグライン

Taking on Risk, Leading the World
～リスクに挑み、世界をリードする～

提供価値の高度化によるミッションの体現

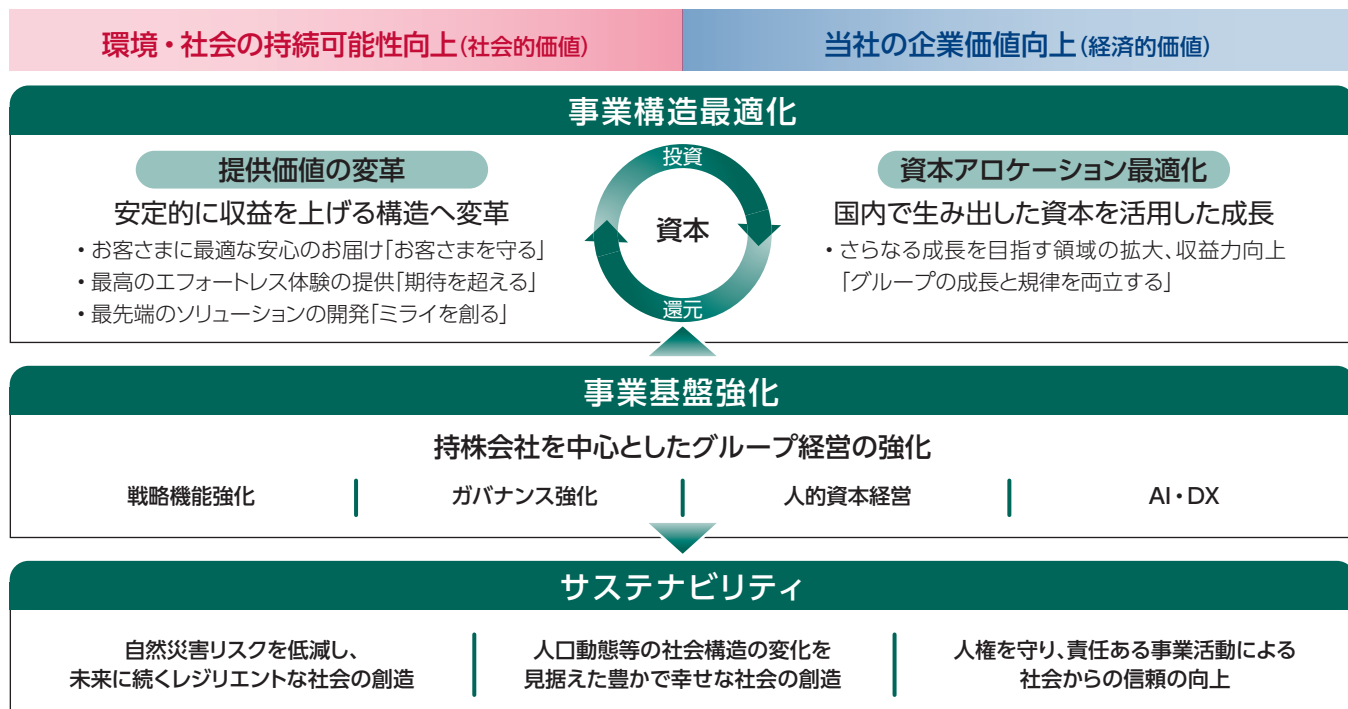
当社グループが社会インフラとしての保険を安定的・継続的に提供していくためには、経営重要課題を着実に解決し、安定的に利益を生み出し続けることが必要です。そのため、「環境・社会の持続可能性向上(社会的価値)」と「当社の企業価値向上(経済的価値)」を同時に実現していくことが不可欠であることを再確認し、「目指す姿」の実現に向けて取り組んでいきます。



お客さまからの持続的な支持拡大に向けた取り組み

2029年度末までに政策株式の売却を完了させることを見据え、当社グループは、本業において安定的かつ持続的な利益を創出できる事業構造への転換を重要課題と認識しています。そのため、グループの提供価値を一層高め、資本のアロケーション(活用方法)を最適化することで、「事業構造そのものの強化」(事業構造最適化)に取り組んでいきます。

また、「事業構造最適化」を推進するための基盤として、持株会社を中心としたグループ経営の強化、すなわち事業基盤を一層強化することを通じて、お客さまからの持続的な支持拡大に取り組んでいきます。



目指す姿(定量目標)

政策株式売却完了後の2030年度においても、安定して8,000億円超の利益(修正利益)をあげる収益構造の確立(本業において利益を生み出す構造への転換)を実現していきます。

修正利益

2030年度

8,000億円

EPS成長率

2025年度～2030年度

11% (年率)

修正ROE

2030年度

11%以上

ESR

2030年度

180%以上

▶ 2030年度の修正利益目標(事業ドメイン別の内訳)

(億円)

項目	2025年度 (実績)	2030年度 (見通し)	将来的に 目指す姿
修正利益(グループ)	9,187	8,000	10,000
政策株式売却益	3,933	—	—
除く政策株式売却益	5,255	8,000	10,000
国内損害保険事業	1,776	2,400	—
国内生命保険事業	501	1,000	—
海外事業	2,961	4,200	—
金融サービス事業	62	300	—
社会課題へのソリューション事業	▲46	100	—

▶【参考】「目指す姿(定量目標)」の実現に向けたKPIの定義

修正利益 ^(注1)	=	当期利益	+	政策株式売却損益 純投資株式売却損益 ^(注2)	-	市況変動影響 ^(注3) 新契約費繰延影響 ^(注4)	-	その他特殊要因 ^(注6) (のれんの減損等)
修正純資産 ^(注1)	=	連結純資産	-	含み損益(AOCI) ^(注7)	-	のれん・企業結合に 係る無形資産		
修正ROE	=	修正利益 ^(注1)	÷	修正純資産 ^(注1)				

(注1) 各調整額は税引後

(注2) FVOCI指定した純投資株式に係る売却損益

(注3) 金融資産に係る当期評価損益・為替損益を除外(売却損益は除外しない)、三井住友海上プライマリー生命は保険負債に係る市況変動影響等も除外

(注4) 海外事業、金融サービス事業等は調整しない

(注5) 三井住友海上プライマリー生命は調整しない

(注6) 企業結合に係る無形資産の償却費・減損を含む

(注7) 金融資産及び保険負債に係る含み損益(政策株式・純投資株式に係る含み損益を除く)を控除

EPS成長率

EPS(右記)
の成長率

EPS

=

修正利益
(除く政策株式売却損益)

÷

発行済株式総数
(除く自己株式数)

ESR

=

時価純資産

÷

統合リスク量

三井ダイレクト損保の目指す姿

MS&AD インシュアランス グループは、「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、グループ各社がさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行っています。（4～7 ページに記載）
当社は、グループの一員として、インターネットや電話を通じて自動車保険をお引き受けするダイレクト型損害保険会社として、プロフェッショナルな事故サービスを納得感のある保険料で提供することを通じ、経営ビジョン「持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループ」を目指してまいります。

経営理念 MISSION

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン VISION

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針 VALUES

お客さま第一 CUSTOMER FOCUS

わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します

誠実 INTEGRITY

わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します

チームワーク TEAMWORK

わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します

革新 INNOVATION

わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します

プロフェッショナリズム PROFESSIONALISM

わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

2030 年度目指す姿

今年度から、「2030 年度目指す姿」を掲げて、達成に向けた単年計画を策定・実行する運営とします。4 つの基本戦略「ブランド強化」「お客さま体験価値（CX）の向上」「新たなビジネスモデルの構築」「グループシナジーの発揮」と、それを支える 6 つの基盤取り組み（「人財」「DX」「サステナビリティ」「ERM」「収益性」「品質／コンプライアンス」）を展開し、目指す姿を実現します。

基本戦略					
ブランド強化		お客さま体験価値(CX)の向上		新たなビジネスモデルの構築	
グループシナジーの発揮		①お客さま層の拡大を踏まえた新たなブランドポジションの確立 ②ブランドプロモーションの効率的な展開 ③インナーブランディングの推進		①ダイレクト損保ならではのデジタル活用 ②人とデジタルのベストミックスを追求 ③お客さまに選ばれ続ける商品・サービスの提供	
①業界環境変化を踏まえた販売体制の適正化 ②協業モデルの確立・最適化 ③新規事業ドメインへの参入検討		①ダイレクト保険ビジネスのパイロットとして貢献 ②グループ共通化等による生産性向上			
戦略を支える基盤取り組み					
人財		DX		サステナビリティ	
ERM		収益性		品質／コンプライアンス	

社会との共通価値の創造（CSV 取り組み）

MS & ADグループは、2030年に目指す社会像を“レジリエントでサステナブルな社会”として社会との共通価値を創造する活動（CSV取り組み）を進めています。

当社も、グループの一員として、三井ダイレクト損保つよやさ基金の活性化を通じた「事故のない快適なモビリティ社会を作る」取り組みや、社員参加型の社会貢献活動を通じた「気候変動の緩和と適応に貢献する」取り組みを進めています。

2030年に目指す社会像

「レジリエントでサステナブルな社会」

レジリエント

予期せぬ出来事の被害を最小限に抑え、
新しい環境に適応し、再び発展できる

サステナブル

経済と環境、社会のバランスが保たれ、
地球環境や社会システムが将来世代にわたって持続しうること

当社の取り組み

三井ダイレクト損保つよやさ基金

三井ダイレクト損保つよやさ基金は、2014年から当社の15周年記念事業としてスタートした、ご契約者さま参加型の社会貢献活動です。

ご契約者さまが応援したい3つのジャンル（交通事故防止・環境保護・復興支援）の各団体への投票数に応じて寄付金額が決定する、新しい発想の社会貢献の仕組みです。

これまで当社から寄付した金額は4,061万円（2025年11月現在）に上り、多くのご契約者さまにご参加いただいています。



社会貢献活動

当社では、社員一人ひとりがさまざまな社会貢献活動に参加しています。

清掃活動

飯田橋拠点、松山拠点では定期的に清掃活動を実施しています。



募金型自販機

全拠点に「募金型自販機」を設置し、飲料の売上の一部を公益財団法人 交通遺児育英会へ寄付しています。



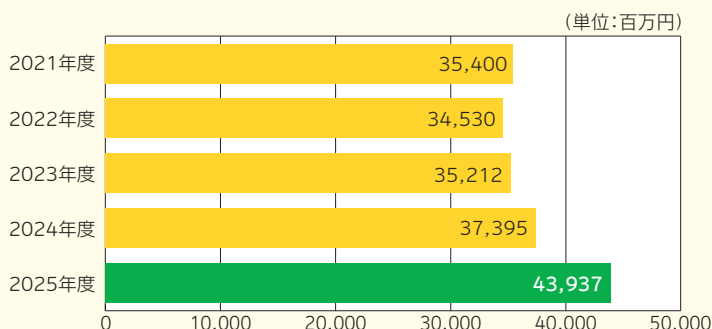
主要経営指標

正味収入保険料

43,937 百万円

前期比 +17.5%の増収となりました。

ご契約者からお引き受けした契約に係る保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、解約の場合等にお支払いする返戻金を控除したものです。



正味損害率

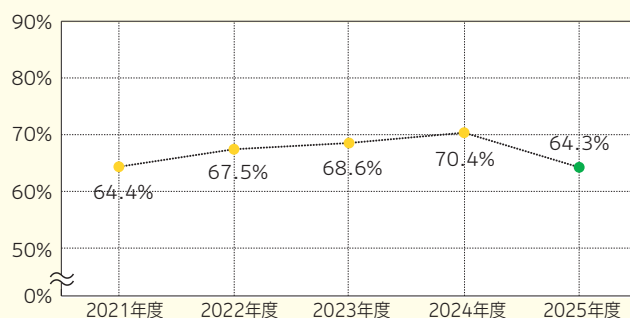
64.3%

前期比 △6.1%低下しました。

正味支払保険金及び損害調査費の合計額を正味収入保険料で除したものです。

正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

正味支払保険金 = 元受正味保険金 + 受再正味保険金 - 回収再保険金

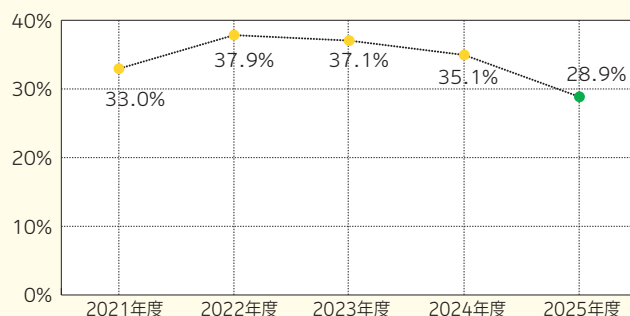


正味事業費率

28.9%

前期比 △6.2%低下しました。

諸手数料及び集金費(代理店手数料、受再手数料等の合計から出再手数料を控除した額)と、保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計額を正味収入保険料で除したものです。

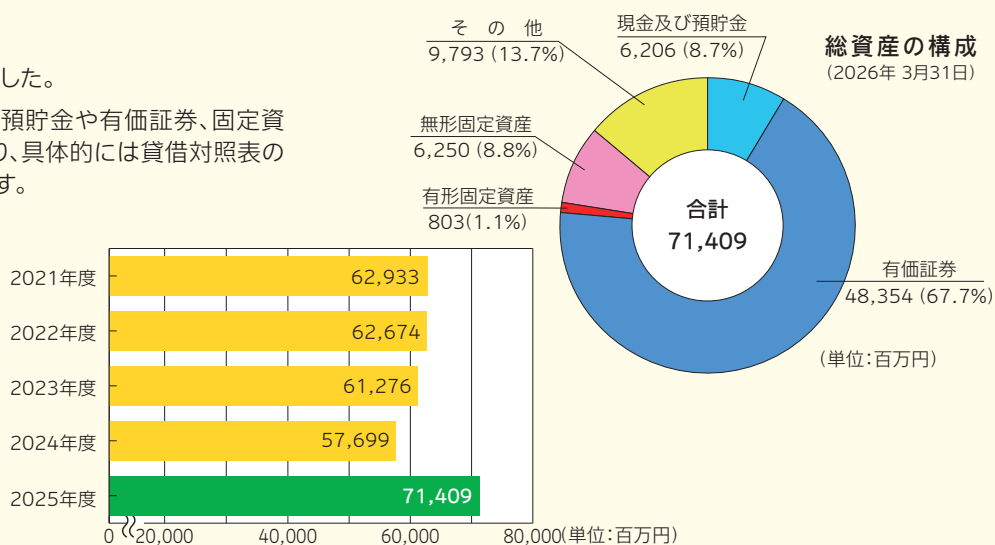


総資産額

71,409 百万円

前期比 + 23.8%増加しました。

損害保険会社が保有する預貯金や有価証券、固定資産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表の「資産の部合計」の金額です。



主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	35,400 (△ 3.0%)	34,530 (△ 2.5%)	35,212 (+2.0%)	37,395 (+6.2%)	43,937 (+17.5%)
正味損害率	64.4%	67.5%	68.6%	70.4%	64.3%
正味事業費率	33.0%	37.9%	37.1%	35.1%	28.9%
保険引受利益又は 保険引受損失 (△)	758	△ 370	△ 2,153	△ 1,726	△ 2,788
経常収益	35,941	36,072	35,805	39,334	44,316
経常利益又は 経常損失 (△)	802	△ 561	△ 2,036	△ 1,767	△ 2,493
当期純利益又は 当期純損失 (△)	820	894	△ 1,544	△ 1,774	△ 1,957
単体ソルベンシー・ マージン比率	新基準	—	—	—	(注)
	旧基準	653.9%	705.5%	634.1%	527.8%
総資産額	62,933	62,674	61,276	57,699	71,409
純資産額	15,720	16,607	14,856	12,573	20,101
資本金 (発行済株式総数)	39,106 (1,598 千株)	39,106 (1,598 千株)	39,106 (1,598 千株)	39,106 (1,598 千株)	44,106 (1,892 千株)

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は、令和 7 年金融庁告示第 74 号に基づき、2025 年度決算より計算基準の見直し（経済価値ベースの評価方法への変更、厳格なリスク評価方法への変更等）が行われており、2021～2024 年度、2025 年度はそれぞれ異なる基準によって算出しています。2025 年度数値は保険業法等に基づき 2026 年 10 月末までに開示します。

○保険引受利益（保険引受損失）

保険会社の本業である保険契約の引受や保険金の支払い等に係る損益を表すものです。正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等）を加減したものです。

○経常収益

保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことです。保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれ、それらの合計額がまとめて損益計算書の「経常収益」の科目欄に掲載されます。

○経常利益（経常損失）

保険引受や資産運用等によって得られた経常収益から、保険引受や資産運用等に係る経常費用を差し引いた金額です。プラスの場合は「経常利益」に、マイナスの場合は「経常損失」になります。

○当期純利益（当期純損失）

経常利益（経常損失）に特別損益を加減した税引前当期純利益（税引前当期純損失）から、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減したものです。プラスの場合は「当期純利益」に、マイナスの場合は「当期純損失」になります。

○単体ソルベンシー・マージン比率

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が 100% 以上（新基準の場合、旧基準では 200% 以上）であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

○純資産額

保険会社が保有する総資産額から、責任準備金等の負債額を差し引いたものであり、具体的には、貸借対照表の「純資産の部合計」の金額です。

事業の概況（2025 年度）

事業の経過及び成果等

○事業環境

2025 年度の国内新車自動車販売台数は、前年度比△ 0.9%と 4 年振りに減少となりました。一方で、社会全体のデジタル化の進展等による消費生活の変容に加え、代理店型損保における大幅な保険料引上げ等の影響もあり、代理店型損保から通販型損保への切替えが増加しています。通販型損保業界は引き続き増収基調にあるため、今後、業界内の競争はさらに激化することを想定しています。

○経営の概況

2025 年度の自動車営業保険料は、リブランディング効果や基幹システム刷新効果の発現等に加え、消費者行動のオンライン化や代理店型損保における大幅な保険料引上げ等の影響を背景とした代理店型損保から通販型損保への移行拡大を着実に取り込み、2023 年 7 月から続く単月増収を 2026 年 3 月まで継続させた結果、計画を上回りました。

その一方、発生保険金についても、大口事故の発生が計画を上回った影響等により、計画を上回りました。

○営業の成果

保険引受収益は 43,961 百万円となり、資産運用収益 330 百万円とその他経常収益を合計した経常収益は 44,316 百万円となりました。一方、保険引受費用 34,799 百万円、営業費及び一般管理費 11,973 百万円にその他経常費用を合計した経常費用は 46,810 百万円となり、経常損失は 2,493 百万円となりました。これに特別損益、法人税及び住民税などを加減した当期純損失は 1,957 百万円となりました。

○保険引受の概況

正味収入保険料は 43,937 百万円となりました。一方、正味支払保険金は 25,700 百万円となり、損害調査費 2,543 百万円を加えて算出した正味損害率は 64.3%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費に諸手数料及び集金費を加えて算出した正味事業費率は 28.9%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受損失は 2,788 百万円となりました。

○資産運用の概況

2025 年度の債券の運用利回り（年率換算）は、国内金利の上昇影響も受け 2024 年度の 0.57%から 0.87%に向上しました。当社は引き続き安全性・流動性に配慮しつつ、安定的な収益を確保するとの基本方針に沿った資産運用に努めます。

当期末の総資産は 71,409 百万円で前期末に比べて 13,710 百万円増加しました。このうち運用資産は、前期末に比べて 11,631 百万円増加して 54,746 百万円となりました。運用資産のうち主なものは有価証券 48,354 百万円であります。

当社が対処すべき課題

上記「事業環境」を踏まえ、お客さまに選ばれるブランド力と認知度の向上のため、当面は一定規模の広告費投下が必要であり、システム費用の負担等も踏まえると厳しい収支状況ではありますが、引き続き事業費削減の不断の取り組みや業務フローの見直し、DX 推進による業務効率化を強く進めていきます。

2027 年 4 月に、「三井住友海上ダイレクト損害保険」への社名変更と新グループ「三井住友海上グループ」の発足を予定して

いることから、着実に準備を整えるとともに、グループ一体となった効果的・効率的なプロモーション等により、さらなる認知度向上とお客さま層の拡大に繋げていきます。

また、発生保険金単価がインフレ影響等によって上昇基調にあり、自然災害も甚大化の傾向にあるため、事故未然防止の取り組みや適正な保険料設定を進めていきます。

コーポレート・ガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、MS&ADインシュアランス グループ経営理念のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社及びグループ全体の企業価値向上に努めています。

経営体制

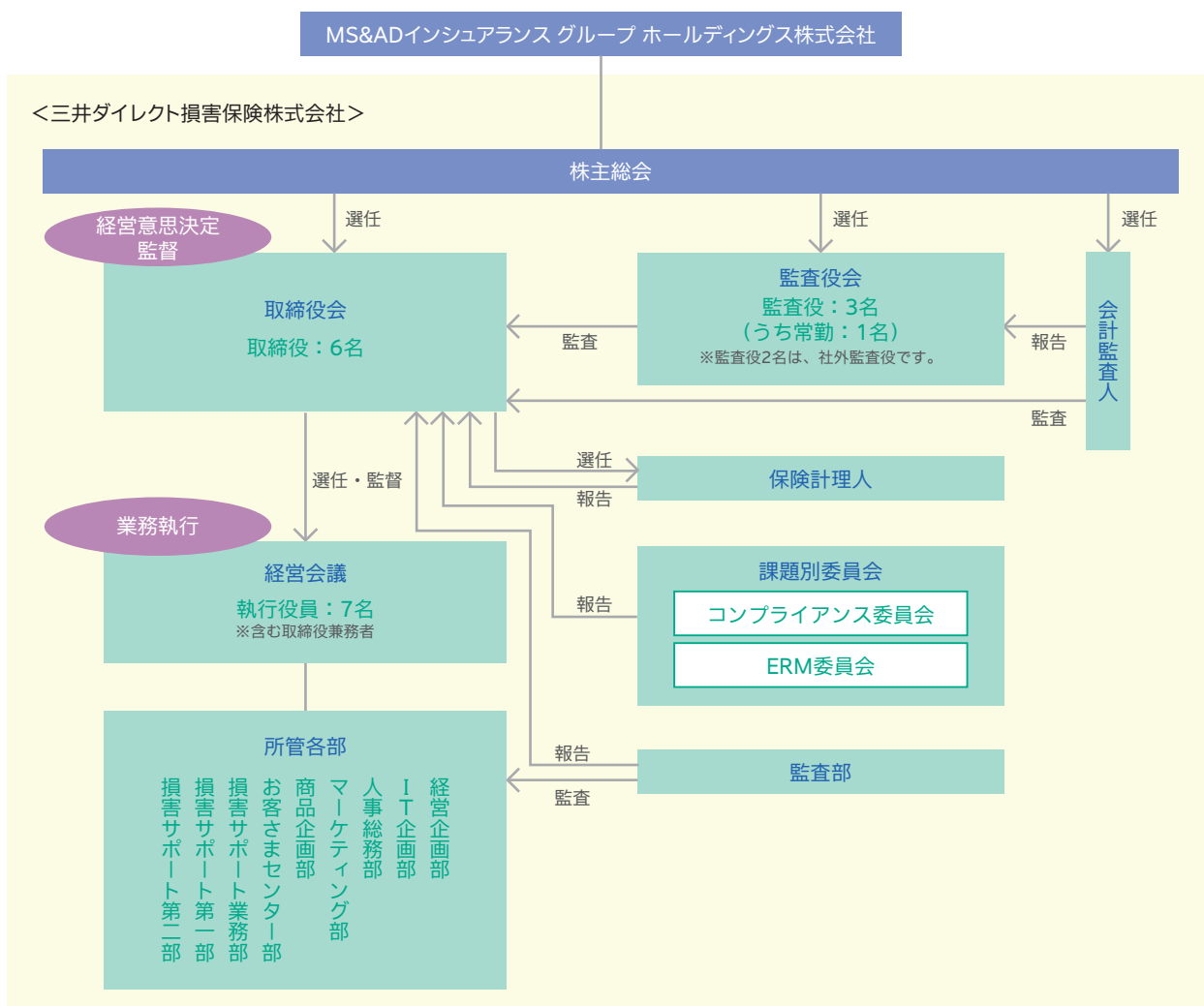
当社は監査役会設置会社として、取締役（会）及び監査役（会）双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

また、執行役員制度を導入し、会社全体の経営重要事項の決定及び監督を担う「取締役（会）」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確にするとともに、取締役の員数を極力押え、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

なお、当社は親会社であるMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

[コーポレート・ガバナンスの体制]

2026年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しています。

当社は、MS & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）が定める経営理念（ミッション）の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的成長を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社及びMS & A Dインシュアランス グループ（以下「MS & A Dグループ」という。）全体の企業価値の向上に努めていく。

1. 職務執行の効率性確保のための体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を7名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- (2) 当社は、取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務及び職務権限を明確にする。
- (3) 当社は、取締役、執行役員及び従業員が共有する全社目標として、MS & A Dグループの経営計画に則って経営計画を定め、その浸透を図るとともに、適切な経営資源の配分を行う。
- (4) 当社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、MS & A DグループのITガバナンスに関する基本方針に従い、ITガバナンス態勢を構築する。
- (5) 当社は、事業活動における税務の重要性に鑑み、MS & A Dグループの税務に関する基本方針に従い、税務ガバナンス態勢を構築する。
- (6) 執行役員は、業務執行状況を取締役会に報告する。取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追加配分等の対応を行う。

2. 法令等遵守（取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- (1) 当社は、MS & A Dグループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 当社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を制定するとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、当社の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進態勢のさらなる充実・強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。当社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役会に報告する。
- (4) 当社は、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。コンプライアンス上の問題について報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、関係部門と連携の上、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 当社は、MS & A Dグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備（対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等）に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- (6) 当社は、役員等の関連当事者との取引を行う場合には、MS & A Dグループ及び持株会社の株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど監視を行う。
- (7) 当社は、MS & A Dグループのグループ内取引及び業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 当社は、MS & A Dグループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 当社は、MS & A Dグループの外部委託管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。
- (10) 当社は、MS & A Dグループのスピークアップ制度運用規程に従い、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、全役職員等が社内及び社外の窓口へ直接通報できるスピークアップ制度（内部通報制度）を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、当社はスピークアップ制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取り扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役会に報告する。

3. 統合リスク管理体制（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- (1) 当社は、MS & A Dグループのリスク管理に関する基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を定め、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 当社は、リスク管理方針において、適切にリスク管理を行うための組織・体制、リスク管理における役割と責任を明確に定める。
- (3) 当社は、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、経営会議において、リスク管理に関する方針・計画、統合リスク管理状況及びその他の重要事項にかかる協議・調整を行う。
- (4) 当社は、リスク及びリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを確認し、これらの状況についてERM委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会へ報告する。
- (5) 当社は、社会的使命の遂行及びステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理基準に従い、管理態勢及び事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

4. 保険数理及び財務の健全性指標の計算に係る適切性を確保するための体制

当社は、保険数理及び財務の健全性指標の計算に係る適切性確保に関する規程に従い、法令等に基づくソルベンシー・マージン比率（経済価値ベースのバランスシートに基づき計算されるものに限る。）の計算の適切性及び財務報告に用いる経済価値ベースの保険負債の計算の適切性を確保するための体制を整備する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、MS & A Dグループの情報開示統制に関する基本方針に従い、当社の財務情報及び非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
- (2) 当社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則って、当社の経営成績及び財務状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (3) 当社は、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の当社における整備・運用状況の評価結果について、検証結果及び把握した全ての開示すべき重要な不備を経営会議に報告する。
- (4) 当社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続き基準を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行う。また、当社における情報開示統制の有効性及び情報開示の適正性に関する検証結果を取締役社長に報告する。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、MS & A Dグループの内部監査基本方針に従い、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 当社は、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類及び程度に応じた内部監査計画を定める。
- (4) 内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。

7. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- (1) 当社は、会社情報管理規程を定め、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書等（取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。）その他の会社情報を適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (2) 当社は、MS & A Dグループの個人情報管理基本方針及び法人等のお客さま情報の取り扱いに関する基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ①当社は、監査役の職務を補助するため、監査役補助使用人を置く。
 - ②取締役は、監査役補助使用人の独立性に配慮し、上記使用人の人事異動及び懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記使用人の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - ①取締役及び執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ②取締役及び執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について監査役との協議により定める方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - ③役員等は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社及び当社の監査役に直接内部通報することができるものとする。
 - ④当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない。
- (3) その他
 - ①当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
 - ②取締役社長及び代表取締役は、監査役会と定期的に、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ③内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
 - ④当社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

9. グループ経営管理体制（当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- (1) 当社は、持株会社が制定する経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を、全役職員へ浸透させるよう努める。当社は、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役に報告する。
- (2) 当社は、持株会社と締結する経営管理契約（以下「経営管理契約」という。）に基づき、持株会社が定めるMS & A Dグループの基本方針（コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等）を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備する。
- (3) 当社は、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告する。

10. 本方針の改廃

本方針の改廃は取締役会決議により行う。ただし、方針・規程等管理規程第4条第1項ただし書及び第2項に基づく改定はこの限りでない。

当社では、上記方針に基づく内部統制システムの体制整備状況について、年1回自己点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われていることの確保

取締役会を定期的に開催し（原則、毎月1回）、取締役会規程及び組織・職務権限規程に基づいて、経営上の重要事項の決定と執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会付議事項のうち事前協議が必要と認められる事項や会社経営全般に関する重要事項を協議する経営会議（原則、毎月1回）や取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会（3回）、ERM委員会（6回）を開催いたしました。

2. リスク管理体制

リスク管理方針に基づき、1次リスク管理部門が所管するリスクの特定、評価、処理、効果検証・改善、報告のリスク管理プロセスを実行し、2次リスク管理部門が、1次リスク管理部門のリスク管理が適切に行われているかをモニタリングし、さらに内部監査部門がリスク管理プロセスの有効性を監査、評価する態勢となっております。2次リスク管理部門のリスクモニタリングの結果は、四半期毎にERM委員会に報告し、ERM委員会開催報告として取締役会に報告いたしました。

3. コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況をモニタリングし、取締役会に報告（2回）したほか、スピークアップ制度運用状況、マネー・ローndリング、テロ資金供与、拡散金融対策に関する取り組み状況等の重要事項についても、コンプライアンス委員会に報告いたしました。

4. グループ会社における業務の適正の確保

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社と締結したグループ経営管理契約に基づき、同社から適宜必要な助言・指導・支援を受けるとともに、当社の年度総合収支計画の策定・修正等について、同社取締役会の事前承認を受けております。

5. 監査役監査が実効的に行われることの確保等

監査役会規程に基づき、監査役会と代表取締役との意見交換会（2回）を定期的に実施し、併せて、他取締役、執行役員より報告を受けております。また、監査役と監査部ゼネラルマネージャーは定期的に情報交換を行っております。

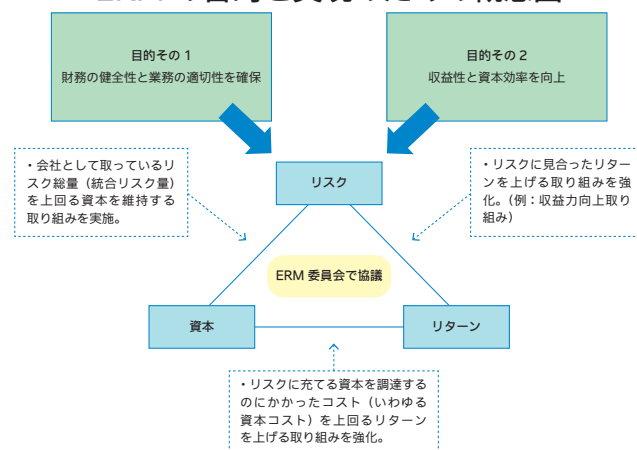
ERM経営の推進

ERM及びORSAについて

●ERM（Enterprise Risk Management）とは
経営目標達成に向け、全社的な視点でリスクを捉え、リスクを評価軸の一つとして、健全性の確保、収益性・資本効率の向上、企業価値の拡大を図る取り組みのことをいいます。「統合的リスク管理」や「全社的リスク管理」ともいわれています。

●ORSA（Own Risk and Solvency Assessment）とは
「リスクとソルベンシーの自己評価」と言われ、保険会社がかかるリスクと資本の量等を比較し、「リスクに対して十分な資本が確保されているか」の評価を自ら行うとともに、リスク選好（どのビジネス領域を拡大するか）等の妥当性を総合的に検証するプロセスのことをいいます。

ERMの目的と実現のための概念図



当社ERM態勢の概要

●経営戦略とリスク選好について

①「三井ダイレクト損保 2030年度目指す姿」において、「ERM」を4つの基本戦略を支える6つの基盤取り組みの一つとしています。

- a. ERM経営の高度化
 - ・リスク選好方針とERM指標（ESR、VA、ROE）による事業管理の徹底により、最適なリスク・リターン・資本のバランスを実現する。
- b. 新たな規制・基準・リスクへの着実な対応
 - ・損保業界におけるビジネスモデルの大変革や規制強化を踏まえ、的確な態勢整備を行う。
 - ・新規事業ドメインへの参入や新商品・サービス開発等によって生じる新たなリスクに的確に対応する。
 - ・A I ガバナンス体制を確立し、リスク管理の実効性を継続的に検証・向上させる
 - ・Web 広告等において、ブランドセーフティ及びアドフraud対応態勢の高度化を進める。

②当社の「リスク選好方針」は取締役会決議にて制定しています。特に重要な点は以下の4点になります。

- i：自動車保険の収支管理の徹底による利益の増大（資本の増加と保有リスクの安定化）
- ii：再保険の活用により自然災害リスクを軽減
- iii：ボラティリティの高い資産での運用を抑制
- iv：発現の可能性がより高いリスクによる期間損益への影響把握とリスクテイク水準のコントロール

●当社のリスク選好方針とERMサイクル（経営のPDCA）について

P：個人向け自動車保険の引受け中心にリスクテイクを行う
リスク選好方針に基づき、経営計画及び収支計画を策定。



D：収支計画達成のため収支管理を徹底して収益を確保する。
利益に連動して増加する資本を積み上げて財務の健全性を確保。



C：財務の健全性・業務の適切性と収益性・資本効率をモニタリング。



A：モニタリング結果から、経営計画及び収支計画の見直しを実施するとともに、リスク選好方針との整合性についても確認。

リスク管理とコンプライアンス

リスク管理

当社は、多様化・複雑化する事業運営上の様々なリスクを適切に管理することによって、経営の健全性、安定的な成長を確保するため、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの把握・分析・評価及び適切な管理に積極的に取り組んでいます。

●リスク管理方針

MS&ADインシュアランス グループの「リスク管理基本方針」に沿って、取締役会で当社の実態に合わせた「三井ダイレクト損害保険株式会社 リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

●リスク管理体制

当社は経営戦略を踏まえたリスク選好を行っています。事業運営で生じる各種リスクについては、リスク特性に応じた個別リスクを所管する一次リスク管理部門が、リスク管理プロセス（リスクの特定、評価、処理、効果検証・改善、報告）を実施します。一次リスク管理の適切性と統合的なリスクのモニタリングは、二次リスク管理部門が行います。内部監査部門は、一次と二次のリスク管理プロセスの有効性を評価します。

●各種リスクと管理方針

当社では、リスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「コンダクト・オペレーショナルリスク」に分類し、各リスク特性に応じた管理方針・規程を定めてリスク管理を実施しております。各リスクの管理方針は次のとおりです。

＜保険引受リスク＞

保険引受リスクには、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動し損失を被る「一般保険リスク」、自然災害によって多数のご契約にお支払いが発生する「自然災害リスク」等があります。当社では、「一般保険リスク」については、収支管理を徹底し、会社経営に重大な影響を与えるリスクの増大を認めたときには、商品の改廃、販売方針の変更などの措置を講じます。また、「自然災害リスク」については、再保険による移転を基本

方針とし、リスクシナリオにおける発生保険金等の分析に基づき、格付等により財務内容・支払能力を確認のうえ選定した出再先から適切な再保険カバーを入手することで、保有するリスクを、ソルベンシー・マージン比率に大きな影響を及ぼさないレベルに軽減しています。

＜資産運用リスク＞

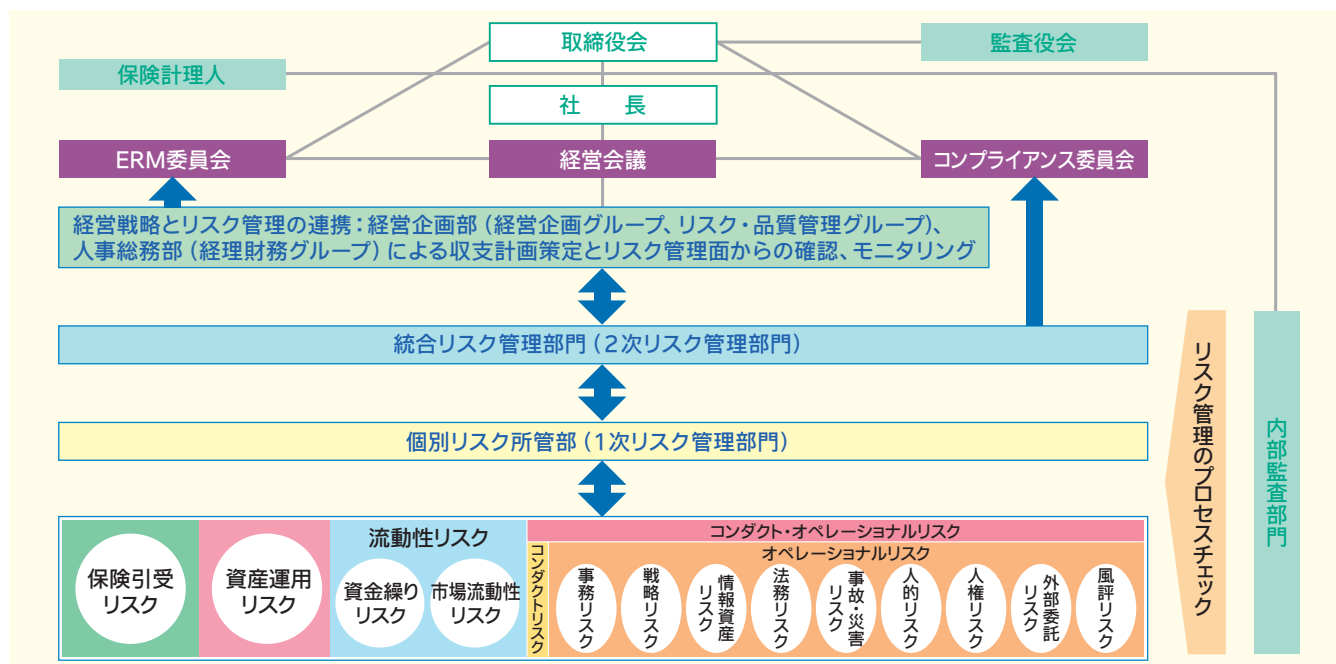
資産運用リスクには、金利・有価証券等の価格・為替などの変動により保有資産価格が下落する「市場リスク」、与信先の経営悪化等により資産の価値が減少または消失する「信用リスク」等があります。当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を最重視する観点から、当面、株価リスク・為替リスクを伴う運用、不動産投資は行わず、国内円建債券、円建預金を中心とした運用を行います。

＜流動性リスク＞

自然災害等による保険金支払いによる資金流出や市場の混乱により資金繰りが悪化し、通常より低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、流動性資産を十分に確保するとともに、適切な資金繰り管理を行っています。

＜コンダクト・オペレーショナルリスク＞

役職員等の行動がお客さま等のご期待に沿えないことにより社会的信用の低下が生じるリスクをコンダクトリスクといい、不適切な業務プロセスまたは災害等により損失を被るリスクをオペレーショナルリスクといいます。これらのリスクについては、各種規程の整備、内部管理の強化等により管理態勢を整え、リスクの軽減に努めています。



法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

● コンプライアンス方針

当社は社会性・公共性の高い損害保険会社として、各種法令を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保つことを経営の最重要課題の一つと認識しています。お客さまをはじめ社会から信頼されるよう、自己責任のもとで公正かつ健全な経営を推進するため、コンプライアンス体制の強化・推進に努めています。具体的には、コンプライアンスに関する役職員の行動の基本原則として「行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に取り組んでいます。

● コンプライアンス推進体制

コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を統括する部門として「経営企画部（リスク・品質管理グループ）」を設置しています。また、社内各部におけるコンプライアンスの浸透・徹底を図るためにコンプライアンス・オフィサーを配置し、社内体制の整備を図っています。

● コンプライアンスプログラム

当社のコンプライアンスに関する具体的な年間実践計画である「コンプライアンスプログラム」の進捗状況・実施状況は取締役会に定期的に報告されています。

● コンプライアンスマニュアル等

コンプライアンスを実施するための具体的な手引としてコンプ

ライアンスマニュアルを策定し、役職員に周知しています。

また、当社の「経営理念」「経営ビジョン」「行動指針」とともに「行動規範」「コンプライアンス違反行為に係る報告・相談方法」を役職員が常時参照できる環境を整備することで、コンプライアンスに対する意識付けとコンプライアンス運営の徹底を図っています。

● スピークアップ制度（内部通報制度）

組織または個人による法令違反、社内規定違反または不適切な行為などについて幅広く「通報」と「相談」（問い合わせ、確認等を含む。）を受け付ける報告ルールを定めています。

また通報者の事情等により、通常のルートでは報告しにくいケースの受付窓口として、MS & A Dホールディングスが運営する「スピークアップデスク」を設けています。

さらに、経営上重大な法令違反、社内規定違反または不適切な行為に対しては、監査役への通報制度を設け、違法行為等の事実を会社として速やかに認識することにより、倫理・法令等の遵守を推進しています。

なお、上記報告により、通報者または相談者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

社内外の監査体制

● 社内の監査

＜内部監査態勢＞

当社では、MS&ADインシュアランス グループ内部監査基本方針に基づき、内部監査態勢を整備し、他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことにより、経営目標の効果的な達成に資することを目的として実施します。

＜内部監査の対象＞

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務活動です。取締役会は、監査対象組織や業務のリスクの種類と程度に応じて、各年度の「内部監査計画」を決定しています。

＜内部監査の実施＞

監査部は、取締役会が決定した「内部監査規程」及びそれに基づく「内部監査実施基準」に基づき、各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行

う内部監査、さらに資産の自己査定及び償却・引当結果や、財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。

＜内部監査結果＞

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知するとともに、是正・改善を要する事項については、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告に基づき、それらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果に基づき、必要と判断した事項について関係部門への情報提供や提言を行っています。内部監査結果及び改善の措置の実施状況等は、定期的に取締役会、経営会議及び監査役会に報告しています。

● 社外の監査

監査法人（有限責任あずさ監査法人）による外部監査（会社法に基づく会計監査）を受けています。なお、上記監査とは別に、金融庁及び財務省財務局による保険業法に基づく検査等を受けています。

第三分野における責任準備金の積立の適切性の確保

医療保険については、保険期間が長期（10年）にわたることに加え、医療政策等の外的要因の影響を受けやすいため、将来の不確実性を合理的に見込むことによって、責任準備金の積立の適切性を確保する必要があります。

将来の不確実性（リスク）を考慮して適切な責任準備金の積立を行うため、過去の事故発生の実績値を基礎として、保険数理の方法を用いて合理的かつ妥当な事故発生率を設定します。この事故発生率が保険期間中に変動することによる保険金の増加を99%の確率でカバーする保険金支払額（A）を適切な保険数理の方法を用いて設定します。この結果と予定事故発生率を基礎として算出する保険期間中の予定保険金支払額（P）とを比較して、責任準備金が将来の事故発生率の変動による保険金の増加を十分にカバーできるかどうかを確認する「ストレステスト」

を行います。その結果、（A）が（P）を上回り、不足が認められる場合には、保険期間中の事故発生率が変動することによる保険金の増加を97.7%の確率でカバーする保険金支払額（B）も適切な保険数理の方法を用いて設定し、（A）-（P）と（A）-（B）を計算して、いずれか少ない金額を責任準備金（危険準備金Ⅳ）として積み立てます。（B）が（P）を上回る場合には、保険期間中の収入支出全体の動向を踏まえて「負債十分性テスト」を行います。その結果、不足が認められる場合には、責任準備金（保険料積立金）を追加して積み立てます。

2025年度決算においては、ストレステストの結果、（P）が（A）を上回り、責任準備金の積立は適切であることを保険計理人が確認しており、責任準備金（危険準備金Ⅳ）の積み立ては行っておりません。

個人情報の保護

当社はお客さまからいただいたお客さま固有の情報の保護を図るため、適正な管理及び業務への利用等を定めた個人情報の取り扱いに関する方針を定めており、当社 Web サイトに掲載しています。

当社の個人情報に関する取り扱いについて

三井ダイレクト損害保険株式会社

当社（住所及び代表者の氏名は <https://www.mitsui-direct.co.jp/corporate/profile/data/> をご覧ください。）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」、その他の関連法令・ガイドライン及び一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る

個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。

当社では、主にインターネットや電話によるお見積り、お申し込み、申込書、保険金請求書、アンケート等により個人情報を取得します。また、お見積り、お申し込み、お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音等により個人情報（下記⑧の個人番号及び特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

2 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（下記⑧の個人番号及び特定個人情報を除きます。）を、次の目的及び下記⑥に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、ホームページ等で公表するほか、重要事項説明書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受及び履行（◎）
 - (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑、かつ、適切な保険金のお支払い（◎）
 - (3) 保険契約の維持・管理
 - (4) 保険契約に付帯されるサービスの提供
 - (5) 当社が取り扱う商品の案内提供、代理、媒介、取次、管理ならびに当社のサービス及びMS & A Dインシュアランス グループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析（◎）
- 当社及びグループ各社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

- 損害保険
 - 生命保険
 - 確定拠出年金
 - 融資
 - 投資信託
 - 天候・地震デリバティブ
 - 健康・介護サービス
 - リスクマネジメントサービス
 - 資産評価サービス
 - その他、金融商品・リスク関連サービス
 - その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス
- (6) 当社の提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供
 - (7) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供

- (8) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付
 - (9) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究
 - (10) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行
 - (11) ご契約情報、事故情報、苦情情報、お問い合わせ・ご相談履歴等のデータ分析に基づく商品・サービスの案内（◎）
 - (12) その他、お客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行
- ※MS & A Dインシュアランス グループ各社については、下記⑥(1)をご覧ください。
- （◎）を付した利用目的については、お客さまの契約内容、取引履歴、閲覧履歴等の情報を分析することによる利用を含みます。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3 個人データの第三者への提供及び第三者からの取得

- (1) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（下記⑧の個人番号及び特定個人情報を除きます。）を提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 利用目的の達成及び当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
 - ③ 個人情報保護法第27条第2項に基づく手続き（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合
 - ④ グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記⑥共同利用をご覧ください。）
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（下記④の個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4 個人関連情報の取り扱い

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意が得られていることを確認したうえで、当該情報を提供し

ます。

- (2)当社は、法令で定める場合を除き、当社が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意を得るものとします。

5 個人データの取り扱いの委託

- (1)当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（下記8の個人番号及び特定個人情報を除きます。）の取り扱いを外部（海外にあるものを含みます。下記(2)をご覧ください。）に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取り扱いを委託しています。

- ①保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- ②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

- (2)当社は、個人データの取り扱いを海外にある外部に委託するにあたって、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます。）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結しています。

- ①以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行っています。
 - イ. 移転先の第三者による相当措置の実施状況
 - ロ. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無
- ②相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。
- ③委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めています。
- ④海外にある外部への個人データの取り扱いの委託に関するご質問については、下記12のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

6 個人データの共同利用

- (1)グループ会社との共同利用

- ①当社は、MS & A Dインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、お客さまの個人データ（下記8の個人番号及び特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。

【個人データの項目】

- イ. 株主情報（氏名、住所、株式数等）
- ロ. 持株会社及び当社が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報）

【共同利用者の範囲及び管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS & A Dインシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です（https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html をご参照ください。）。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社（住所及び代表者の氏名は <https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/about/hd/outline.html> をご覧ください。）とします。

- ②当社及びグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報

【共同利用者の範囲及び管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS & A Dインシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です（https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html をご参照ください。）。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社（住所及び代表者の氏名は <https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/about/hd/outline.html> をご覧ください。）とします。

- ③当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを共同して利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人等に関する情報

【共同利用者の範囲及び管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS & A Dインシュアランス グループの国内保険会社です（https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html をご参照ください。）。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

- (2)損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）または損害保険料率算出機構のホームページ（<https://www.giroj.or.jp/>）をご覧ください。

- (3)代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の管理等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

7 センシティブ情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ②相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8 特定個人情報等の取り扱い

番号法にて定められている個人番号及び特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得及び利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記⑥の共同利用も行いません。

9 開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1)ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容・事故に関するご照会については、保険証券または保険引受のご案内に記載された連絡先にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。
- (2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記⑧の個人番号及び特定個人情報を含みます。）に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等については、当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の方法により手続きを行い、後日、ご本人の意向を確認したうえで書面、CD-ROM等の外部記憶媒体の郵送または電子メールの送信等の方法でご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ（上記⑧の個人番号及び特定個人情報を含みます。）の漏えい、滅失または毀損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置の主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人情報保護宣言の策定
個人データの適正な取り扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「苦情・相談の窓口」等について本個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）で公表し、必要に応じて見直しています。
- (2)個人データの取り扱いに係る規程類の整備
取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその役割等について「お客さま情報管理規程」等の各種社内規定で定めています。
- (3)組織的安全管理措置
 - ・個人データの管理責任者等の設置
 - ・就業規則等における安全管理措置の整備
 - ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
 - ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
 - ・個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
 - ・漏えい事案等に対応する体制の整備
- (4)人的安全管理措置
 - ・従業者との個人データの非開示契約等の締結
 - ・従業者の役割・責任等の明確化
 - ・従業者への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
 - ・従業者による個人データ管理手続きの遵守状況の確認
- (5)物理的安全管理措置
 - ・個人データの取扱区域等の管理
 - ・機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
 - ・個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
- (6)技術的安全管理措置
 - ・個人データの利用者の識別及び認証
 - ・個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
 - ・個人データへのアクセス権限の管理
 - ・個人データの漏えい・毀損等防止策
 - ・個人データへのアクセスの記録及び分析
 - ・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析

- ・個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

(7)委託先の監督

個人データの取り扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

(8)外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

安全管理措置に関するご質問については、下記⑬のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

11 仮名加工情報の取り扱い

(1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しないこと

(2)仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

(3)仮名加工情報の共同利用

https://www.mitsui-direct.co.jp/profile/policy/privacy/pseudonymized_information.htmlをご覧ください。

12 匿名加工情報の取り扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

13 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報（上記⑧の個人番号及び特定個人情報を含みます。）の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からの電子メール、ダイレクトメール等による新商品・新サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。以後の取り扱いを中止させていただきます。なお、ご契約に関する情報の取り扱いは中止できません。また、ご契約に関する重要な情報はご案内させていただくことがありますのでご了承願います。

当社の個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さま相談デスク

所在地：〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1

電話：0120-312-770

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。)

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

利益相反取引の管理

「利益相反管理方針」

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関（以下「グループ金融機関」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引及びその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社またはグループ金融機関が行う保険関連業務に係る取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い、取引を特定のうえ適切に管理します。

- ①お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引
- ③お客さまの利益または当社の利益と当社に所属する保険金関連事業兼業保険代理店（「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-4-2-16に規定する「当社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店」をいいます。）の利益が相反するおそれのある取引
- ④当社またはグループ金融機関が保有するお客さまに関する非公開情報をお客さまの同意の有無を問わず、不正に利用して行うおそれのある取引（個人情報の保護に関する法律または当社に適用されるその他の法令等の規定に基づいて、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除く。）
- ⑤上記の他、利益相反管理の観点から、お客さまと当社またはグループ金融機関との信認関係に影響を及ぼすおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④対象取引を行う部門が取得もしくは保有するお客さまに関する情報を利用することについてお客さまの同意を得る方法
- ⑤対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員及び社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社及びグループ金融機関のうち、保険業その他の金融業を行う者、ならびに当社に所属する保険金関連事業兼業保険代理店とします。ただし、当社の利益相反管理統括部署が、法令等に鑑み、利益相反取引・行為のおそれがあるとして個別に管理する必要があると判断した場合は、その当事者を管理対象に含めます。

反社会的勢力に対する方針

当社は、次のとおり「反社会的勢力に対する方針」を定めています。

- 1 三井ダイレクト損害保険は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

お客さま第一の業務運営に関する方針

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するため、行動指針（バリュー）に掲げる「お客さま第一」を全社員が実践するよう努めています。これからも幅広くお客さまの声をお聴きし、絶え間のない品質向上や業務改善に取り組みます。なお、本方針は、消費者庁の「消費者志向自主宣言」の枠組みに沿っています。お客さまの視点に立ち、消費者志向経営に誠実に取り組みます。

お客さま第一の業務運営に関する方針

方針1. 「お客さまの安心と満足」を提供する責任を果たします

当社は“つよやさ”企業宣言に則り、お客さまに提供する商品・サービス、お客さまへの姿勢など、すべてにおいて「強くてやさしい」を感じていただける業務運営により「お客さまの安心と満足」を実現します。

方針2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するため、社会環境の変化と多様化するお客さまニーズを把握し、わかりやすい商品・サービスと納得感のある保険料を提供します。

方針3. ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます

当社は、お客さまのニーズに合った最適な商品を選択いただき、安心と満足を実感いただけるよう、適正な保険募集及び契約管理を行います。

1. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等を工夫し、わかりやすく説明します。
2. お客さまのご意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客さまの商品に関する知識、ご予算、ご契約の目的等を総合的に勘案して説明します。
3. ご契約後も、ご契約の継続・変更・解約等の手続きを迅速かつ適切に行い、お客さまの利便性を向上させます。

方針4. サービスの品質向上に取り組みます

当社は、お客さまの期待に応え、ダイレクト型損害保険会社として最高品質のサービスが提供できるよう、インターネット・Webサイト等のわかりやすさを充実させます。また、代理店への委託を判断する際の事前審査や、委託後の継続的な教育・指導を通じて、サービスの品質向上に取り組みます。

方針5. お客さまに寄り添った事故対応を実践します

当社は、事故に遭われたすべてのお客さまや事故のお相手の方にご安心いただくため、迅速な対応かつ丁寧なご説明と適切な保険金のお支払いを実践します。

方針6. お客さまからお預かりした保険料を安全・確実に運用します

当社は、お客さまに確実に保険金をお支払いするため、保有資産の安全性と十分な流動性、収益の安定性を確保するなど、財務の健全性に留意した資産運用を行います。

方針7. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

方針8. お客さまの声に真摯に耳を傾け、改善に活かします

当社は、お客さまの声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け迅速かつ適切に対応します。また、お客さまの声を品質の向上に向けた諸施策に活かします。

方針9. 社員一人ひとりが「お客さま第一」の価値観をもって行動します

当社は、社員一人ひとりが「お客さま第一」の価値観をもって行動するよう、社員教育を継続的に行います。また、社員の評価においても「お客さま第一」に高い価値観を置くことにより、企業文化としての定着を図ります。

2017年6月29日制定
2023年4月1日改定

お客さまの声への取り組み

お客さまから寄せられた貴重な声（苦情・ご意見・ご要望等）については、「お客さまの声対応方針」に則って対応し、業務改善に活かしています。

また、2016年4月に、国際規格ISO10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルに沿って適切に運営しています。

苦情対応態勢をより一層強化することで、企業品質向上と、さらなるお客さま満足度の向上を実現してまいります。

お客さまからの信頼にお応えするために

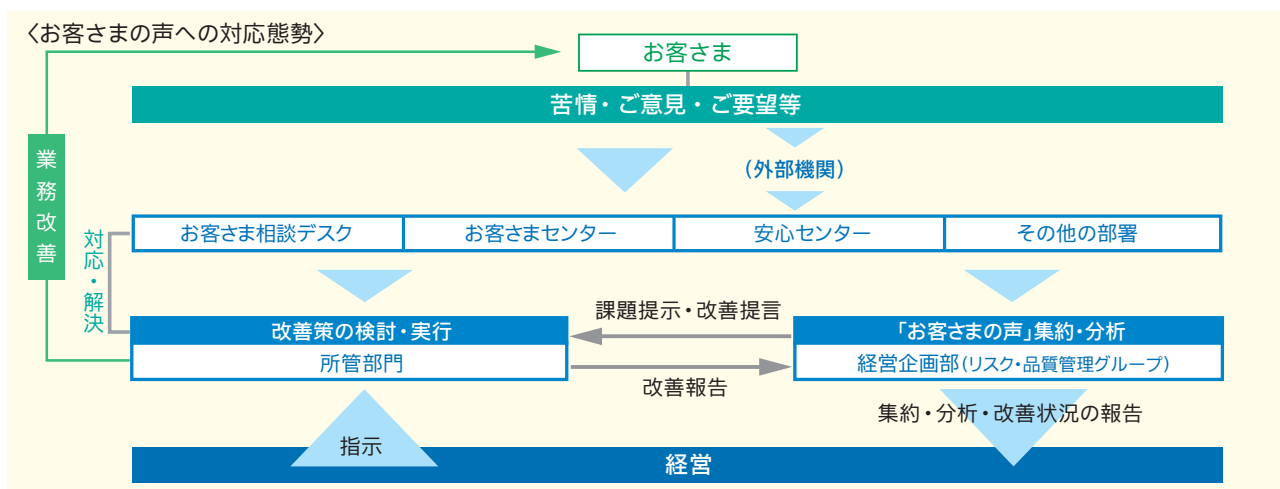
● お客さまの声対応方針

三井ダイレクト損保は「お客さまから選ばれ、喜ばれ、信頼される保険会社」となることを目指し、「お客さまの声」に迅速・適切・真摯に対応してまいります。

1. 当社にいただくお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情、おほめ、感謝等を「お客さまの声」として誠実に受け止め、改善の取り組みを推進することによって、業務品質の向上を実現します。
2. 「お客さまからの不満足の原因」を「苦情」として定義し、迅速な初期対応、早期の解決と再発防止の徹底に努めます。

● お客さまの声への対応態勢

- 「お客さま相談デスク」、「お客さまセンター（コンタクトセンター）」や「安心センター（事故対応サービスセンター）」等にいただいた苦情（お客さまからの不満足の原因）は、速やかに所管部門へ報告し、迅速・適切・真摯に対応するとともに原因の分析や再発防止策の策定を行います。
- いただいたお客さまの声（苦情・ご意見・ご要望等）については、集約・分析を行い、それを業務改善につなげるサイクルを構築、運営しています。



＜2025年度お客さまの声（苦情）受付状況＞

分類	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
契約・募集に関するもの（契約内容説明、商品内容等への不満足）	522	252	225	269	1,268
契約の管理等に関するもの（変更手続き等への不満足）	7	5	7	9	28
保険金に関するもの（対応遅延、認定金額等への不満足）	188	192	214	191	785
その他	8	3	23	5	39
合計	725	452	469	474	2,120

お客さまアンケート

お客さまのご意見・ご要望を積極的にお聴きし、品質向上につなげるため、Web 契約締結時、お客さまセンター対応時、保険金お支払い時にアンケート調査を実施しています。

ご回答内容の分析結果やフリーコメント欄にいただいた貴重なご意見を商品やサービスの改善に活かし、お客さまにさらなる安心と満足をご提供できるよう取り組んでいます。

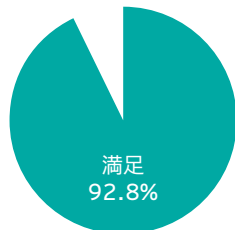
Web契約締結時・お客さまセンター対応時のアンケート

当社への評価とご要望をお伺いするため、ご契約いただいたお客さま・ご変更手続きを行ったお客さまを対象にアンケートを実施しています。

保険金お支払い時のアンケート

事故対応についての評価とご要望をお伺いするため、保険金をお支払いしたお客さまを対象にアンケートを実施しています。

Web契約締結時の満足度



《アンケート実施概要》

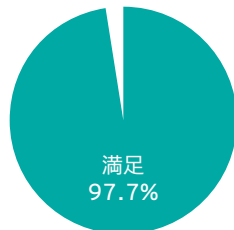
集計期間：2025年4月～2026年3月

回答数：4,601件

回答方法：Web

※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」を「満足」として集計

お客さまセンター対応時の満足度



《アンケート実施概要》

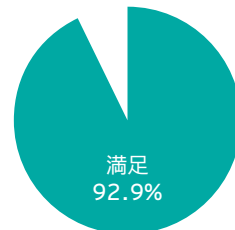
集計期間：2025年4月～2026年3月

回答数：5,008件

回答方法：SMS(ショートメッセージサービス)

※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」を「満足」として集計

保険金お支払い時の満足度



《アンケート実施概要》

集計期間：2025年4月～2026年3月

回答数：4,979件

回答方法：郵送及びマイページ

※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」を「満足」として集計

「お客さまの声」を反映した業務改善取り組み事例

お客さまの声

メールで年間走行距離の変更手続きができない。

パンフレットの内容が簡素すぎてわからない。補償内容がわかるパンフレットにしてほしい。

Web サイトから解約申請する際に、車検切れの車検証の送付が必要な旨の記載がなかったことに不満である。

マイページからクレジットカードを変更しようとしたところ、月払のクレジットカードの場合、初回保険料の請求後でなければ変更手続きができなかった。Web サイトに注書きがなく、わかりづらい。

Web サイト記載の車両保険タイプの補償範囲の図について、一般タイプと限定タイプの図が、限定タイプのほうが充実していると誤解を招くものとなっている。

改善への取り組み

有人チャットでの手続きが可能となりました。

パンフレットの改定を行い、重説を参考に契約概要をよりわかりやすく充実させました。

解約受付完了画面及び解約申請受付メールに、車検切れで中断証明書発行を希望される場合は、車検切れの車検証の送付が必要な旨を記載しました。

Web サイトのよくあるご質問ページに、月払の場合のクレジットカード変更は、初回の保険料引き落としが完了した後に可能となる旨の注書きを追記しました。

Web サイト用語集の一般タイプと限定タイプの図の前に、一般タイプは限定タイプの補償内容を含むことの注書きを追記しました。

お客さまのお問い合わせ・ご相談窓口

● 事故のご連絡

事故にあわれた方は「事故受付センター」へご連絡ください。

電話番号 **0120-258-312**
受付時間 24時間365日

● ご相談・苦情

当社へのご相談・苦情は「お客さま相談デスク」へご連絡ください。

電話番号 **0120-312-770**
受付時間 (平日) 9:00～17:00 (土日祝) 休み

● お問い合わせ

当社へのお問い合わせは「お客さまセンター」へご連絡ください。

〈自動車保険・バイク保険〉
電話番号 **0120-312-405**
※海外・IP電話から 047-631-2612 (有料)
受付時間 9:00～18:00 (年末年始を除く)
〈医療保険〉
電話番号 **0120-312-830**
受付時間 (平日) 9:00～18:00 (土日祝) 休み

● 社外の相談窓口 (中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関)

「そんぽ ADR センター」(手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

連絡先は以下のとおりです。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

電話番号 03-4332-5241 (全国共通)

(受付時間: 午前 9 時 15 分～午後 5 時 (土日祝日・年末年始を除く))

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

「そんぽ ADR センター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

○ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<https://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

○ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせん及び審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国 11 か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者及び弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<https://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

ご契約のお手続き方法

お見積もり・お申し込み手続きの流れ

● PC・スマホ（インターネット）でお手続き

当社トップページからお手続きを開始してください。

三井ダイレクト損保

検索

<https://www.mitsui-direct.co.jp/>

お見積もり

保険料算出に必要な質問が表示されるので、回答してください。

お見積結果の確認

お見積もりプランを3プランご用意しています。各プランの内容は自由に変更できます。

お申し込み

お申し込みに必要な情報を入力します。

お手続き完了

保険始期日から補償が開始します。クレジットカード払なら、最短で翌日から補償開始できます。

● お電話でお手続き

通話料無料

0120-312-405

【専用ダイヤル受付時間】

9:00～18:00（年末年始を除く）



三井ダイレクト損保アプリ

ダウンロードは
こちら



App Store または Google Play で

三井ダイレクト損保アプリ 🔍 で検索

三井ダイレクト損保アプリは、ご契約者さま向けの無料のスマートフォンアプリです。

万一の事故の際にすぐ連絡できることはもちろん、補償内容の確認や自動車保険に関わる手続きも簡単に行うことができます。

2026年6月末に、デザイン・操作性を大幅に見直したアプリのリニューアルを行っています。

1 大切なお知らせも アプリのプッシュ通知から

保険満期のご案内や事故に関するご連絡がプッシュ通知で届くので、大切なご案内の見落としを防げます。満期のご案内であればそのまま契約の更新手続きもでき、お得なイベント情報もお知らせしますので、見逃さずにご確認ください。

3 近くのお店で使えるクーポンが 一目でわかる

スマホのGPS情報を利用することで、現在地周辺で使えるお得なサービスやクーポンを検索できます。お出かけ先でも今すぐ使えるクーポンを探して便利です。

2 補償内容の確認や 手続きもアプリから

契約内容や補償内容も、アプリのホーム画面からワンタップで簡単に確認できます。車両入替などの契約内容変更手続きも可能ですので、必要な手続きをいつでもお手元で完結できます。
※お手続きの内容によってはお電話での受付となる場合があります。

4 万一の事故の際にすぐ連絡ができる

事故の際はログイン有無にかかわらず、アプリを開けば迷わず事故受付センターへ連絡できます。また、アプリには事故の際の手順をわかりやすくまとめた「事故にあったときの対応手順」を搭載。事前に確認しておくことで、事故の際にも慌てず対応ができます。

※画面はイメージです

※本内容は2026年7月時点のものです。内容は変更する可能性があります。

お客さまセンター（コンタクトセンター）によるサービス

お客さまセンターでは、保険のお申し込み、補償内容の変更手続きや各種お問い合わせなどに対応しております。

お問い合わせは、Web 経由でチャットサービス、メール、電話で受け付けており、聴覚や発語に支障のあるお客さまには手話通訳サービス、気兼ねせずに相談されたい方にはアバター相談など、皆さまのニーズに合ったコミュニケーション方法をお選びいただくことができます。

また、「保険のプロ×先進的なデジタル活用」によって、他にはないコンシェルジュサービスを実現。生成 AI のサポートによる正確で素早い応対に加え、新たにマイページログインの PC 操作案内に、音声ボイスボット（ボイスエージェント）を導入しました。

コンシェルジュが、お客さまお一人おひとりに寄りそった対応を行うことにより、当社の品質の高さを実感していただけます。



保険募集について

● 契約内容の確認に関する取り組みの概要

当社では、自動車保険、バイク保険のご契約手続きの際に、申し込み内容が、お客さまのご意向を含み、ご希望に沿っているか、適正な保険料を算出するための事項が正しく設定されているかなどについて、ご確認いただいています。

● ご注意いただきたいこと

① ご契約内容をご確認ください。

保険契約が成立し、保険料の入金を確認した後、当社では速やかに保険証券兼領収証〔e サービス（証券不発行）割引適用の場合は「保険引受のご案内」〕を作成し、お客さま宛に送付します。ご契約内容をご確認の上、大切に保管してください。

② ご契約内容の変更はすぐにご連絡（お手続き）ください。

ご契約後に、お車の譲渡や車種変更等、証券記載^(※)の事実に変更が生じたときは、ただちに当社 Web サイト契約者向けページからご契約内容変更手続きをおとりいただくか、お客さまセンターにご連絡ください。変更が生じてから当社にご連絡いただくまでの間に生じた事故については、保険金をお支払いできないことがあります。

※ e サービス（証券不発行）割引を適用し、保険証券の発行を請求されない場合は、当社 Web サイト契約者向けページの画面または三井ダイレクト損保アプリに掲載されているご契約内容をご参照ください。

● クーリングオフ制度について

当社では、お客さまが安心してご加入いただけるよう、クーリングオフ制度を設けています。お客さまは、保険証券兼領収証〔e サービス（証券不発行）割引適用の場合は「保険引受のご案内」〕受領の日から起算して8日以内に、書面または当社 Web サイトのクーリングオフお申し込みページからご契約を撤回または解除することができます。

● 通信内容の暗号化等によるセキュリティ確保について

① お客さまが入力された情報（お客さまの個人情報、お見積り・お申し込み情報など）は、機密性の高い暗号化技術で通信のセキュリティを確保しています。

② お預りしたお客さまの情報はファイアーウォールにより保護された安全なデータベースに保管しており、外部からの不正な侵入を防止しています。

上記のとおり、お客さまに関する情報の取り扱い及びセキュリティに関しましては万全を期しております。

なお、当社の Web サイトのご利用にあたっては、別途定めております「利用規約」をご確認ください。

● 代理店について

「保険業法」に従い、保険会社と損害保険代理店委託契約を締結した後、監督官庁に代理店登録を行うことが義務づけられています。

勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を、次のとおり定めております。

当社は、保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律及びその他の各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

● お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況及び購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿ったご説明に努めてまいります。
- 当社はインターネットや電話を通じた販売を行っており、特に電話による販売を行う場合には時間帯等について十分配慮いたします。

● 適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見・ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

事故対応サービス

事故発生から解決まで

事故発生から保険金お支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。

1 事故受付

事故受付センターにて、24時間365日、年中無休で電話による事故連絡の受付を行っております。インターネットからは、「マイページ」による事故連絡のほか、動画を閲覧しながら質問に回答を入力することで事故の連絡ができる事故受付動画もご用意しています。

2 初期対応

相手方への連絡や病院への治療費の請求手続き案内、修理工場への損害状況の確認など事故後の初期対応を行い、対応結果をお客さまにご報告します。また、事故の状況にあわせて「マイページ」上に「事故解決計画書」を掲載し、事故解決・保険金のお支払いまでの一般的な流れをご案内します。

3 損害の確認・事故解決に向けた話し合い

事故現場の調査や修理工場への立ち会い、治療内容の調査や被害者の方との面談などを必要に応じて実施し、損害の確認及び事故解決に向けた話し合いを行います。

4 中途経過のご報告、ご質問・ご相談の受付

担当者よりお客さまへ進捗状況をタイムリーにご連絡します。「マイページ」上の「事故解決ナビ」では、事故対応が現在どの段階にあるか確認することができます。また「安心メッセージボード」ではお客さまと担当者との間で双方向の連絡が可能です。

5 保険金のお支払い

必要な書類を受領後、保険金をお支払いします。ご提出いただく書類をできるだけ省略するなど、スピーディーな保険金のお支払いに努めます。

事故対応サービスのご紹介

事故にあわれたお客さまにご安心いただけることを第一に考え、さまざまな事故対応サービスでお客さまの安心を支えます。

- 事故連絡の受付は 365 日 24 時間、受付後の初期対応（相手方、修理工場・病院等への連絡）は平日日中はもちろん、17 時以降や休日も事故の状況やお客さまのご希望に応じて 19 時まで実施し、お客さまに少しでも早くご安心いただけるよう、迅速に事故対応を行います。
- 経験豊富な担当者が、事故車両の損害確認、被害者の方への応対、示談交渉等について責任をもって誠実に対応します。
- 事故対応に関する中途経過報告は、お客さまのご要望に沿って、電話、インターネット、SMS、書面を活用し、きめ細かく行います。
- インターネット上のお客さま専用「マイページ」で、お客さまのご都合のよい時間に、事故対応の進捗状況や保険金お支払い内容等をご確認いただけます。「マイページ」には、お客さまと担当者との連絡ツール「安心メッセージボード」もございます。
- お客さまへの説明は、十分にご理解いただけるよう、丁寧でわかりやすく行います。
- お客さまに賠償責任が発生しない被害事故の場合にも、担当者が親身に相談にあたります。
(注) 相手方に賠償しない事故の場合、被害者側の保険会社は示談交渉を行うことはできません。



インターネットによる事故対応サービス

インターネットを通じたさまざまな事故対応サービスを提供し、お客さまに安心をお届けします。

●「マイページ」による各種情報のご案内

お客さま一人ひとりにご用意した「マイページ」で、以下の内容をご案内します。

- ご連絡をいただいた事故の担当者名、連絡先等
- ご連絡をいただいた事故について補償対象となる保険金の種類と補償の概要
- 事故解決計画書&ナビ
- 保険金をご請求いただいた場合の次年度以降の契約（継続時）の概算保険料
- 保険金のお支払いのご案内

※「マイページ」から事故対応サービスに関するアンケートに回答することができます。2025 年度のアンケート結果は、お客さまの声への取り組みページをご覧ください。

The screenshot shows the 'マイページ' (My Page) interface with the following sections:

- 事故対応状況** (Accident Response Status): A section for reporting accidents and receiving support.
- お知らせ** (Notice): A section for important information and updates.
- アンケートに回答する** (Respond to Survey): A section for providing feedback.
- 事故の概要** (Accident Overview): A section for providing details about the accident.
- 保険金の種類と補償の概要** (Insurance Types and Coverage Overview): A section for understanding the types of insurance and coverage.
- 次年度以降の概算保険料** (Estimated Insurance Premiums for Next Year and Beyond): A section for viewing estimated premiums.
- 事故解決計画書&ナビ** (Accident Resolution Plan & Guide): A section for viewing the accident resolution plan and guide.
- 担当者・お問い合わせ先** (Staff and Contact Information): A section for contacting the staff.
- 安心メッセージボード** (Peace of Mind Message Board): A section for viewing messages from staff.
- 保険金のお支払い履歴** (Insurance Payment History): A section for viewing payment history.

インターネットによる事故受付

24 時間年中無休で電話による事故連絡の受付を行っておりますが、「マイページ」でインターネットによる事故のご連絡をいただくこともできます。

次年度以降の契約（継続時）の概算保険料のご案内

保険金をご請求された場合とご請求されなかった場合の次年度以降の契約（継続時）の概算保険料が確認できます。保険金をご請求されるかどうかのご検討時に参考情報としてご利用いただけます。※条件により確認できない場合がございます。

The screenshot shows the '次年度以降の概算保険料' (Estimated Insurance Premiums for Next Year and Beyond) page, which displays a table of estimated premiums for different insurance types and coverage levels.

事故解決計画書&ナビ

はじめに事故解決までの工程を表した「事故解決計画書」をご提示します。また計画書にある工程の「今どこか」を、「事故解決ナビ」でわかりやすく表示。進捗毎の更新とご連絡により、いつでもご自身で対応状況の把握・確認ができます。

The screenshot shows the '事故解決計画書&ナビ' (Accident Resolution Plan & Guide) page, which provides a clear overview of the accident resolution process and a navigation tool to track progress.

安心メッセージボード

お客さま専用の連絡ツール「安心メッセージボード」では、お客さまと担当者間の双方向のメッセージ交換ができます。また、過去のメッセージは一覧形式でご確認いただけます。

The screenshot shows the '安心メッセージボード' (Peace of Mind Message Board) page, which allows for two-way communication between customers and staff and provides a list of past messages.

保険金のお支払いのご案内

保険金のお支払い履歴を一覧形式でご案内します。また、お支払い内容（お支払い金額、お支払い先等）が確認できます。お支払い案内画面を印刷することも可能です。

サポート体制・全国ネットワーク

● サポート体制

自動車事故に精通した経験豊富な担当者がダイレクトに安心をお届けします。

保険請求手続きに関するサービス

保険金請求書省略^(※)

物件事故では、原則保険金請求書を省略し、保険金をお支払いします。

診断書省略^(※)

入通院日数など一定の条件を満たしていれば、診断書を省略して、保険金をお支払いします。

※省略サービスはご利用いただけないこともございます。

交通事故証明書取付代行

保険金のお支払いに必要な交通事故証明書は、お客さまに代わり取り付けます。

保険金お支払いに関するサービス

入院保険金内払

自損事故傷害特約・ファミリー傷害特約について、入院中であっても保険金の内払いをします。

保険金支払案内

保険金のお支払い内容は「マイページ」での確認ができるほか、ご希望があれば書面でも通知します。

親身なサービス

SMS等の活用

お電話での連絡がつきにくいお客さまにはSMSでもご用件をお伝えします。

パーソナルサポートムービー

事故解決までの流れや提携修理工場のご紹介、保険利用時の保険料差額の説明など、必要に応じて動画でご案内します。

休日事故のお客さま急行サービス

休日の事故でお客さまや相手方が入院された場合、ご要望によりお客さまのもとに急行します。

多言語事故対応サービス

お客さまが日本語に不自由な外国人の方であっても、三者間通話を行い、円滑に事故対応を進めます。

対応言語は次の17か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語、マレー語、クメール語、ミャンマー語）。訪日外国人が増加している昨今、万一の事故であっても万全の体制でサポートします。

手話通訳サービス

聴覚や発話に障がいのあるお客さまを対象に、手話通訳サービスを活用した事故対応を行っています。テレビ電話を通じてお客さまとオペレーターが手話や筆談、文字チャットでやりとりし、同時にその内容を当社担当者へ音声通訳することで、スムーズなやりとりを可能にしています。

● 全国ネットワーク（2026年4月1日現在）

全国に広がる安心のネットワークでしっかりサポートします。

ベストパートナー工場 2100

事故車両の修理は、当社の厳しい基準をクリアした2,100カ所を超える提携修理工場をご利用いただけます。優良な提携修理工場がきめ細かいサービスを提供します。

- (1) 引取・納車無料サービス
- (2) 修理期間代車無料サービス
- (3) 納車時洗車サービス
- (4) 修理箇所保証サービス^(注)

(注) お客さまが修理車両を所有されている期間中に限ります。
(自然損耗等は除きます)

※二輪自動車・原動機付自転車は対象外です。

※ガラスのみの修理を自宅等で実施する場合は、修理箇所保証サービスのみご利用可能となり、他のサービスはご利用いただけません。

損害サポートネットワーク（全国約130か所）

全国の損害サポートネットワークにより、スピーディーに損害の確認、事故現場及び事故状況の確認を行います。

弁護士ネットワーク（全国約150事務所）

難航する事案や訴訟の場合にも、全国の弁護士ネットワークにより解決をバックアップします。

取扱商品

(2026年4月1日現在)

自動車保険・バイク保険

当社の自動車保険・バイク保険は、社会環境の変化に伴うお客さまニーズを把握し、「強くてやさしい」商品・サービス等を提供しています。

●「強くてやさしい」商品・サービス

当社では、お客さまのニーズに合った最適な商品を選択いただくため、お客さまが必要とされる補償をわかりやすく説明してお届けしています。他人のための「賠償保険」、自分のケガのための「傷害保険」、お車のための「車両保険」の3種類の補償内容から、必要な補償を自由に組み合わせてご契約いただけます。（「車両保険」は自動車保険のみ）。

自動車保険は個人、法人のお客さまの自家用車両及び営業用車両を、バイク保険は、個人のお客さまの自家用車両を対象としています。

また、専用ドライブレコーダーを通じて安否確認デスクへ自動通報サービス等を行うレスキュードラレコをご用意しているほか、ご契約いただいたお客さま全員にロードサービスをご提供しています。

●納得感のある保険料

当社は、業務効率化によりコストダウンを図り、お客さまのリスク^(注)に合わせた保険料体系を採用しています。また、後記「●保険料の割引制度」のとおり、さまざまな保険料の割引制度を設けることで、より多くのお客さまに納得していただける保険料をご提供しています。

(注) 記名被保険者の「年齢」「運転免許証の色」、ご契約のお車の「使用目的」「年間走行距離」など。

自動車保険(総合自動車保険)・ バイク保険(総合バイク保険)の補償内容

賠償保険	対人賠償保険、対物賠償保険、 対物超過修理費用特約
傷害保険	人身傷害保険（人身傷害補償特約） ^(注1) 、 搭乗者傷害特約（傷害一時金払）、 無保険車傷害特約、自損事故傷害特約 等
車両保険	車両保険 ^(注2) 、身の回り品補償特約 ^(注2) 、 新車特約 ^(注2) 、車両全損復旧費用特約 ^(注2) 等
その他	弁護士費用補償特約、日常生活賠償特約、 自転車・車いす・ベビーカー等傷害定額特約 ^(注2) 、 レンタカー費用特約 ^(注2) 、他車運転特約 ^(注2) 、 ファミリーバイク特約 ^(注2) 、 被害者救済費用特約、 レスキュードラレコ(ドラレコ特約) ^(注3) 等

(注1) 自動車保険の場合は「人身傷害保険」、バイク保険の場合は「人身傷害補償特約」となります。

(注2) 自動車保険のみ対象となります。

(注3) 自動車保険のみ対象となります。(2026年4月1日以降始期契約から新規販売停止)

●保険料の割引制度

インターネット契約割引

インターネットでご契約手続きをしていただくと、自動車保険の新規契約の場合は最大10,000円、はじめての継続契約の場合は最大6,000円の保険料を割引きます。また、自動車保険の2回目以降の継続契約、バイク保険の場合は3,000円の保険料を割引きます。

eサービス(証券不発行)割引

インターネットでご契約いただく際、保険証券の発行を請求されない場合は、保険料を500円割引きます。

継続割引

当社で継続されてきた回数に応じて、保険料を割引きます。

長期無事故割引

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件^(注1)
^(注2)を満たすときに保険料を2%^(注3)割引きます。

- ・過去1年以上20等級が適用されており、過去1年以上事故有係数適用期間が0年であること。
- ・過去1年間に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していないこと。

(注1) 前契約の保険期間が1年を超える場合または1年に満たない場合は、割引の適用条件が異なることがあります。

(注2) 中断制度をご利用する場合、長期無事故割引は適用されません。

(注3) ご契約の保険料の割引率は、契約条件等によって2%とは異なる場合があります。

長期無事故割引プラス

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件を満たすときに、割引適用年数に応じて、保険料を割引きます。

- ・長期無事故割引が適用されるご契約であること。
- ・前契約が当社であること。
- ・前契約において中断証明書を発行していないこと。

複数台割引

当社で自動車保険またはバイク保険をご契約中の方が、新たに自動車保険またはバイク保険を当社の「マイページ」からお申し込み・ご契約いただいた場合に、保険料を1,000円割引きます。

ASV割引

一定の条件を満たすAEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装着している先進安全自動車（ASV）の場合には、保険料を9%^(注)割引きます。

(注) ご契約の保険料の割引率は、契約条件等によって9%とは異なる場合があります。

●レスキュードラレコ (注1) (注2)

事故緊急自動通報サービス

一定以上の衝撃 (注3) を検知し、自動でオペレーターへ連絡、通話ができます。

AIによる事故状況自動分析

事故を検知すると自動で映像が当社へ送信されます。

説明が難しい事故状況もAIが最先端技術で分析し、その結果を作成します。

事故の未然防止サポート

前方衝突等の危険性を専用ドライブレコーダーが検知すると、音声アラートで注意を促し運転をサポートします。

また、お客さま専用ポータルサイトでは運転診断や運転映像を確認できます。

(注1) ドラレコ特約をセットした際に提供されるサービスの総称

(注2) 自動車保険のみ対象(2026年4月1日以降始期契約から新規販売停止)

(注3) 一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃

●ロードサービス (注)

レッカーサービス

お車が事故または故障で自力走行不能となった場合、レッカー車(積載車)が出動し現場から当社(ロードサービスセンター)が提携する修理工場まで距離の制限なくけん引します。

ただし、お客さまが希望する修理工場等までけん引する場合は、100km(実走距離)を限度にけん引します。

車両トラブル緊急対応サービス

キー閉じ込みやバッテリー上がり等偶然なトラブルや故障時に現場で対応可能な簡易作業を提供します。

GPS位置情報サービス

ロードサービスをご利用いただく際、旅行先など見知らぬ場所でも、事故・故障現場を正確に特定することにより、迅速に各種サービスをご提供します。

その他のサービス

故障電話相談サービス、ガソリンスタンド案内サービス、レンタカー案内サービス、安心車検紹介サービス等があります。

(注) ①サービスが提供可能となるトラブルの範囲やサービスの範囲には制限があります。

②バイク保険は、レンタカー案内サービス、安心車検紹介サービス等対象外となるサービスがあります。

③このサービスは、業務を委託している会社より提供します。

主な商品改定

(2018年7月～2026年4月)

改定年月		主な改定内容
2018年	7月	ASV割引の導入
		不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の新設
2020年	1月	長期無事故割引、長期無事故割引プラス、複数台割引の新設
		新車特約、自転車賠償特約の新設
		型式別料率クラス制度の改定
	4月	民法改正等に対応(人身傷害保険のライブニッツ係数改定等)
2021年	7月	継続契約のインターネット契約割引を最大6,000円へ改定
		車検証等コピーの提出廃止、Myホームページの印刷機能の拡充
2023年	1月	「強くてやさしいクルマの保険」「強くてやさしいバイクの保険」を発売
		レスキュードラレコ(ドラレコ特約)、日常生活賠償特約の新設
2024年	9月	「強くてやさしいクルマの保険」「強くてやさしいバイクの保険」を改定
		人身傷害保険・搭乗者傷害保険の改定、車両全損復旧費用特約の新設 等
		法人を契約者、記名被保険者とするノンフリート契約、営業用車両の引受を開始
2025年	1月	弁護士費用補償特約の報酬金基準を改定
		自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラスを細分化
	4月	新車割引の改定
2026年	4月	弁護士費用補償特約の補償範囲を拡大
		車両保険の補償上限額(保険金額)を引き上げ

損害保険の仕組み

損害保険の仕組み

● 損害保険制度

損害保険制度とは、同じ種類の危険(自動車事故等)にさらされている多数の人々が、統計学を利用してその危険に応じて算出された保険料を支払うことによって、万一の事故に遭った場合に被る経済的損害に対して保険金を受ける相互扶助の制度です。一つひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生していますが、同一危険の集団を見ると一定の確率で発生していることが見出せます。これが「大数の法則」といわれるものです。損害保険はこの「大数の法則」にもとづいて相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度です。このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業を様々な危険や災害から守り、個人生活や企業経営の安定を図る重要な社会的役割を果たしています。

● 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶発の事故によって生ずる損害に対して保険金を支払うことを約束し、保険契約者はその損害の発生の可能性に応じた保険料を支払うことを約束する契約であるということが保険法第2条に定められています。損害保険契約は双務・有償契約であり、保険契約者と保険会社双方の合意のみで成立する不要式の諾成契約です。

● 再保険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険責任の一定部分を他の保険会社に引き受けてもらう(出再)または逆に他の保険会社から引き受ける(受再)ことにより、危険の平均化・分散化を図る仕組みです。

再保険を利用することにより、広域大災害等に対する引受能力を補完するとともに、保険会社経営の安定を図ります。

保険約款

● 保険約款の位置付け

保険約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利や義務等保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)から構成されています。保険約款には主に以下の内容が規定されています。

- ①補償の内容(保険金支払い対象となる事故と保険金の内容)
- ②保険金が支払われない場合
- ③契約時に保険会社に申し出る必要がある危険に関する重要な事項(告知事項)
- ④③のうち契約後に保険契約の内容に変更があった場合に保険会社に申し出る必要がある重要な事項(通知事項)
- ⑤契約が無効・失効・取消・解除となる場合

● ご契約時の留意事項

保険契約のお申し込みの際は重要事項説明書、普通保険約款及び特約の内容、個人情報に関する取り扱い、保険申込書等の記載内容を十分にご確認の上ご契約いただくことが必要です。

特に保険申込書等は保険会社及び契約者の双方を拘束する重要なものであり、その記載内容が事実と相違していた場合は保険金がお支払いできないことがありますので、ご契約いただく前に再度ご確認ください。

● 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたってよくご理解していただく必要のある内容については「パンフレット」「重要事項説明書」等を作成し、保険約款の概要及び重要な事項についてご案内しています。

ご契約時にはこれらの資料の記載内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

保険料

● 保険料の収受・返還

保険料は、当社の所定の方法(コンビニエンスストア払い、クレジットカード払い等)でお払い込みいただけます。保険のお申し込みをいただき、保険期間が始まって、保険料をお払い込みいただく前に生じた事故については、保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款等をご確認ください。

● 保険料率

保険料率は、純保険料率(保険金のお支払いに充てられる部分)と、付加保険料率(保険会社の経費等に充てられる部分)から成り立っています。

純保険料率は、当社が算出し、金融庁による認可後、使用しています。

【資料】 会社概要・業績データ

I. 当社の概況

1 株主・株式の状況	
1. 基本事項	36
2. 大株主	36
3. 資本金の推移・最近の新株の発行	36
2 役員の状況	36
3 会計監査人の状況	37
4 沿革と組織	
1. 会社の沿革	37
2. 組織図	37
3. 店舗所在地	38
4. 全国ネットワーク	38
5 従業員の状況	
1. 従業員の状況	38
2. 採用方針	38
3. 人材育成制度	38

II. 当社の主要業務に関する事項

1 主要な業務の状況を示す指標の推移	39
2 業務の状況を示す指標等	
1. 主要な業務の状況	
①元受正味保険料	39
②正味収入保険料	39
③受再正味保険料	39
④支払再保険料	40
⑤解約返戻金	40
⑥保険引受利益	40
⑦正味支払保険金及び正味損害率	40
⑧元受正味保険金	40
⑨受再正味保険金	40
⑩回収再保険金	41
2. 保険契約に関する指標等	
①契約者配当金	41
②正味損害率、正味事業費率及びその合算率	41
③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	41
④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	41
⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	41
⑥出再保険料の格付ごとの割合	42
⑦未収再保険金	42
3. 経理に関する指標等	
①支払備金	42
②責任準備金	42
③責任準備金積立水準	42
④引当金明細表	43
⑤貸付金償却	43
⑥資本金等明細表	43
⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動	43
⑧事業費（含む損害調査費）	43
4. 資産運用に関する指標等	
①資産運用の概況	44
②利息配当収入の額及び運用利回り	44
③海外投融資残高及び構成比	44
④海外投融資利回り	44
⑤商品有価証券の平均残高及び売買高	44

⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比	44
⑦保有有価証券利回り	44
⑧有価証券の種類別の残存期間別残高	45
⑨業種別保有株式の額	45
⑩貸付金の残存期間別の残高	45
⑪担保別貸付金残高	45
⑫業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	45
⑬規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	45
⑭有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	45
5. 特別勘定に関する指標等	45
3 責任準備金の残高の内訳	46
4 期首時点支払備金（見積もり額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	46
5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積もり額の推移表	46

III. 財産の状況

1 計算書類	
1. 貸借対照表	47
2. 損益計算書	51
3. キャッシュ・フロー計算書	52
4. 株主資本等変動計算書	53
2 保険業法に基づく債権	
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	54
2. 危険債権	54
3. 三月以上延滞債権	54
4. 貸付条件緩和債権	54
5. 正常債権	54
3 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況	54
4 時価情報等（取得価額又は契約価額、時価及び評価損益）	
1. 有価証券	
①売買目的有価証券	55
②満期保有目的の債券で時価のあるもの	55
③その他有価証券で時価のあるもの	55
④時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	55
2. 金銭の信託	55
3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）	55
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	55
5. 先物外国為替取引	55
6. 有価証券関連デリバティブ取引（7. に掲げるものを除く）	55
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）	55
5 その他	56
確認書	56

損害保険用語の解説	56
------------------	----

I. 当社の概況

1 株主・株式の状況

1. 基本事項

- 決算期 毎年3月31日（年1回） ●定時株主総会 毎年6月開催
●電子公告 URL <https://www.mitsui-direct.co.jp/corporate/profile/notice/>

2. 大株主

（2026年7月1日現在）

氏名または名称	当社への出資状況	
	普通株式持株数（株）	持株比率（％）
MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社	1,892,120	100

3. 資本金の推移・最近の新株の発行

（2026年7月1日現在）

年月日	新株発行数（株）	発行済株式総数（株）	増資額（百万円）	資本金（百万円）
1999年 6月 3日	2,000	2,000	100	100
1999年11月 8日	6,000	8,000	300	400
1999年12月 8日	16,000	24,000	800	1,200
1999年12月15日	16,000	40,000	800	2,000
2000年 5月11日	60,000	100,000	3,000	5,000
2001年 4月 1日	60,000	160,000	3,000	8,000
2001年12月15日	60,000	220,000	3,000	11,000
2003年 3月28日	88,000	308,000	4,400	15,400
2004年 3月31日	12,000	320,000	600	16,000
2005年 3月30日	80,000	400,000	4,000	20,000
2007年 3月28日	250,000	650,000	10,000	30,000
2010年 3月10日	170,000	820,000	2,600	32,600
2015年 6月19日	244,000	1,064,000	2,501	35,101
2016年 6月20日	534,000	1,598,000	4,005	39,106
2026年 2月13日	294,120	1,892,120	5,000	44,106

2 役員の状況

（2026年7月1日現在）

職 位		氏 名	担 当
取締役会長 （代表取締役）	会長執行役員	本 山 智 之	
取締役社長 （代表取締役）	社長執行役員	佐久間 美奈子	
取締役	専務執行役員	東 出 純	監査部、経営企画部、損害サポート業務部（除く損サ業務プロセス改革グループ）、損害サポート第一部、損害サポート第二部
-	専務執行役員	大 橋 貞三郎	IT企画部、損害サポート業務部（損サ業務プロセス改革グループ）、CIO、CDO
取締役	専務執行役員	及 川 雅 裕	人事総務部、商品企画部
-	常務執行役員	鈴 木 宏	マーケティング部、お客さまセンター部、マーケティング部ゼネラルマネージャー（委嘱）
-	執行役員	牧 野 英 幸	お客さまセンター部ゼネラルマネージャー（委嘱）
取締役 （非常勤）	-	工 藤 成 生	
取締役 （非常勤）	-	吉 村 文 孝	
監査役	-	嶋 田 岳 史	
監査役 （非常勤）	-	柴 田 健	
監査役 （非常勤）	-	島 田 浩 二	

（注）監査役 嶋田岳史、島田浩二は、社外監査役です。

3 会計監査人の状況

名称 有限責任 あずさ監査法人

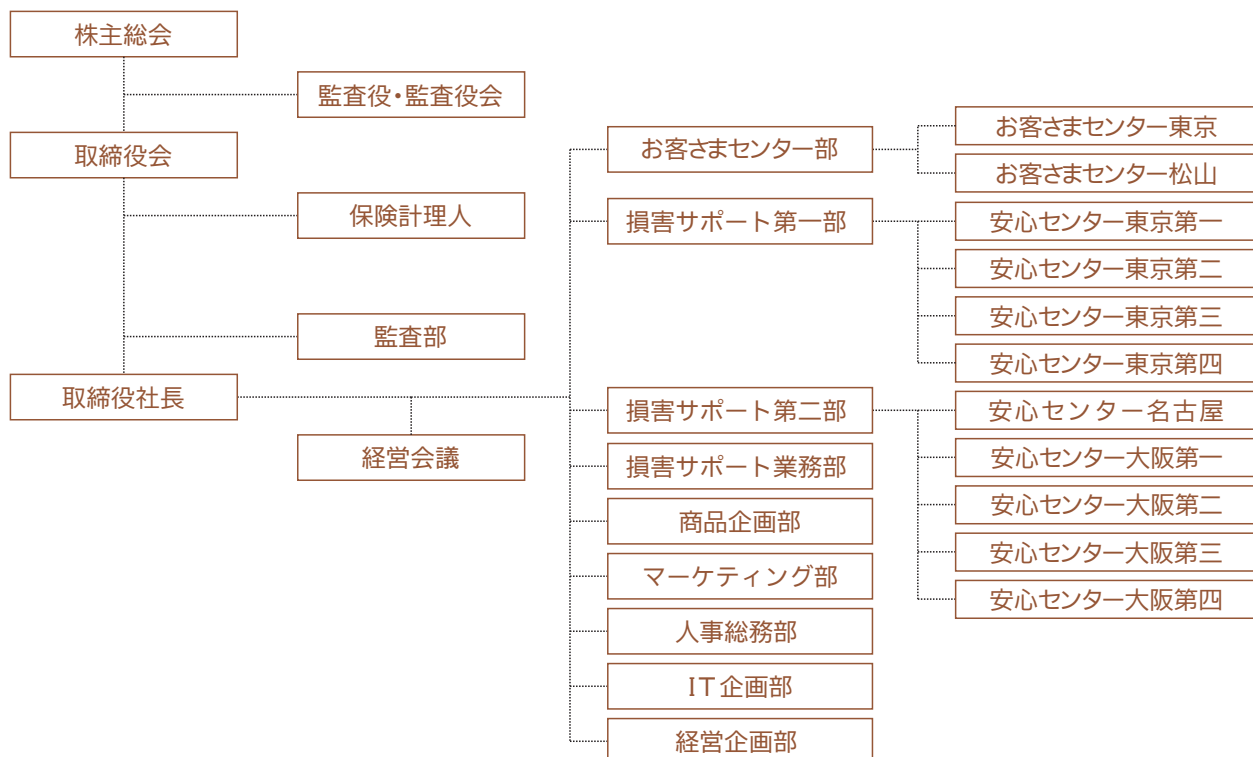
(2026年7月1日現在)

4 沿革と組織

1. 会社の沿革

1999年 6月 準備会社「物産インシュアランスプランニング株式会社」を設立
2000年 5月 「三井ダイレクト損害保険株式会社」として損害保険業の事業免許を取得
2000年 6月 営業を開始
2000年10月 損保業界初のインターネットを活用した本格的な事故対応サービスをお客さま毎に専用の「Myホームページ」にて開始
2005年 3月 資本金を200億円とする
2005年 9月 バイク保険を発売
2006年 2月 損保業界初の「eサービス割引」(お客さまが保険証券を請求されない場合の割引)の導入
2006年11月 損保業界初のインターネット専用の医療保険「e入院保険スーパープラス」を発売
2007年 3月 資本金を300億円とする
2007年 6月 インターネット専用の「eドライバー保険」を発売
2008年 7月 三井住友海上火災保険株式会社の保有する当社株式が三井住友海上グループホールディングス株式会社へ移転され、持株会社体制へ移行
2010年 3月 資本金を326億円(資本準備金25億円)とする
2010年 4月 親会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社がMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社へ商号変更
2012年11月 三井住友海上火災保険株式会社のネット完結型保険(ネットde保険@とらべる、ネットde保険@gるふ、ネットde保険@ばいく)の取り扱いを開始
2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社のネット完結型自転車向け保険(ネットde保険@さいくる)の取り扱いを開始
2015年 6月 資本金を351億100万円(資本準備金50億100万円)とする
2015年12月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社の医療保険(新医療保険A)の取り扱いを開始
2016年 6月 資本金を391億600万円(資本準備金90億600万円)とする
2021年 1月 本店を移転(所在地:東京都文京区後楽2-5-1)
2022年 6月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が完全親会社となる
2023年 1月 新たなブランドコンセプト「強くてやさしい」を具現化した新商品として「強くてやさしいクルマの保険」、「強くてやさしいバイクの保険」を発売
2024年 9月 法人のお客さま向けに「強くてやさしいクルマの保険」の販売を開始
2026年 2月 資本金を441億604万円(資本準備金140億604万円)とする

2. 組織図 (2026年7月1日現在)



3. 店舗所在地 (2026 年 7 月 1 日現在)

本社	〒112-0004 東京都文京区後楽 2-5-1	0570-200-207
お客さまセンター東京	住友不動産飯田橋ファーストビル	0570-200-196
お客さまセンター松山	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町 3-3-8	0570-066-700
安心センター東京第一	〒112-0004 東京都文京区後楽 2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル	03-6629-2948
安心センター東京第二		03-6730-3120
安心センター東京第三		03-6629-2910
安心センター東京第四		03-6730-3577
安心センター名古屋	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-14-5 松下中日ビル	052-307-0700
安心センター大阪第一	〒542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋 2-1-5 日本生命御堂筋八幡町ビル	06-7733-0320
安心センター大阪第二		06-7733-0300
安心センター大阪第三		06-7733-0310
安心センター大阪第四		06-7733-0301

4. 全国ネットワーク (2026 年 4 月 1 日現在)

ベストパートナー工場 2100	全国約 2,100 か所
弁護士ネットワーク	全国約 150 事務所
損害サポートネットワーク	全国約 130 か所
ロードサービスネットワーク	全国約 3,600 か所

5 従業員の状況

1. 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額	女性管理職比率
514 名	47.9 歳	9.9 年	330 千円	19.0%

(注) 1. 従業員には使用人兼務取締役、退職者及び臨時雇を含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位まで表示しております。
3. 平均給与月額は 2026 年 3 月の平均給与月額（時間外手当を含む）であり、賞与を含んでおりません。

2. 採用方針

公正かつ公平な採用を基本方針とし、経営目標達成へ向け、応募者の総合的なポテンシャルを重視した選考を実施し、優秀且つ多様な人材の採用を推進します。

3. 人材育成制度

「人が最大の財産」との認識のもと、お互いに高め合い育て合う企業風土と、社員がプロフェッショナリズムを追求し成長し続ける環境を築き、社員のキャリア形成に向け、計画的かつ効果的な人材育成を行っています。

人 財 育 成 重 点 施 策	(1) 目指すキャリアの設定	社 員 教 育 体 制	研修体制 階層別研修（新入社員からマネージャー）、課題別研修など、学習の対象者・テーマ等を定めた研修を計画的に実施し、社員一人ひとりの成長において必要な知識・スキルを着実に身に付けています。また、各部門では求められる専門性の高い知識・スキルの習得に向け、積極的に外部講座への派遣や勉強会等の開催を行っています。
	(2) 社員一人ひとりの成長実現		職場教育 新入社員・中途社員に対しては、専任の OJT 担当者が中心となり、育成を行うとともに、部門全体としても支援体制を整え、計画的な指導・育成を行っています。
	(3) 組織力の強化		自己学習 社内デジタルビデオプラットフォームによる学習動画コンテンツの拡充や外部の通信講座など、全社員が受講可能な自己学習ツールを導入し、社員各自が計画的に学ぶことができる環境を整備しています。
	(4) プロフェッショナル人財の育成		プロフェッショナル人財の育成 上記研修体制、職場教育、自己学習を通じてプロフェッショナリズムを追求するとともに、高い専門性を有する分野については、専門性の確保に配慮した要員配置を行い、育成を行っています。

Ⅱ. 当社の主要業務に関する事項

1 主要な業務の状況を示す指標の推移

(単位:百万円、%)

項目	年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
経 常 収 益		35,941	36,072	35,805	39,334	44,316
経常利益又は経常損失(△)		802	△ 561	△ 2,036	△ 1,767	△ 2,493
当期純利益又は当期純損失(△)		820	894	△ 1,544	△ 1,774	△ 1,957
資 本 金 の 額		39,106	39,106	39,106	39,106	44,106
(発 行 済 株 式 総 数)		(1,598 千株)	(1,598 千株)	(1,598 千株)	(1,598 千株)	(1,892 千株)
純 資 産 額		15,720	16,607	14,856	12,573	20,101
総 資 産 額		62,933	62,674	61,276	57,699	71,409
責 任 準 備 金 残 高		20,442	20,012	20,608	22,019	25,789
貸 付 金 残 高		-	-	-	-	-
有 価 証 券 残 高		35,268	33,509	39,677	38,036	48,354
単体ソルベンシー・マージン比率	新基準	-	-	-	-	(注)
	旧基準	653.9%	705.5%	634.1%	527.8%	-
配 当 性 向		-	-	-	-	-
従 業 員 数		528 名	498 名	536 名	523 名	514 名
正 味 収 入 保 険 料		35,400	34,530	35,212	37,395	43,937

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条(単体ソルベンシー・マージン)及び第 87 条(単体リスク)の規定に基づいて算出された比率です。令和 7 年金融庁告示第 74 号に基づき、2025 年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、厳格なリスク評価方法への変更等)が行われており、2021～2024 年度、2025 年度はそれぞれ異なる基準によって算出しています。2025 年度数値は保険業法等に基づき 2026 年 10 月末までに開示します。

2 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		81	0.2	80	0.2	80	0.2
自 動 車		35,003	99.8	37,284	99.8	43,829	99.8
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		35,085	100.0	37,364	100.0	43,909	100.0
従業員 1 人当たり元受正味保険料		65	-	71	-	85	-

(注) 1. 元受正味保険料は元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

2. 従業員 1 人当たり元受正味保険料＝元受正味保険料÷従業員数

②正味収入保険料

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		81	0.2	80	0.2	80	0.2
自 動 車		34,849	99.0	37,096	99.2	43,642	99.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		281	0.8	218	0.6	215	0.5
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		35,212	100.0	37,395	100.0	43,937	100.0

(注) 正味収入保険料は元受及び受再契約の保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

③受再正味保険料

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		-	-	-	-	-	-
自 動 車		1	0.4	1	0.5	1	0.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		281	99.6	218	99.5	215	99.5
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		282	100.0	219	100.0	216	100.0

(注) 受再正味保険料は受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

④支払再保険料

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		155	100.0	188	100.0	187	100.0
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
合 計		155	100.0	188	100.0	187	100.0

(注) 支払再保険料は再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものです。

⑤解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災		-	-	-
海上		-	-	-
傷害		2	1	1
自動車		306	327	348
自動車損害賠償責任		-	-	-
その他		-	-	-
合 計		309	329	350

(注) 解約返戻金は元受解約返戻金及び受再解約返戻金を合計したものです。

⑥保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
保険引受収益		35,669	39,136	43,961
保険引受費用		25,217	28,307	34,799
営業費及び一般管理費		12,605	12,557	11,951
その他収支		△ 0	1	0
保険引受利益		△ 2,153	△ 1,726	△ 2,788

(注) 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

⑦正味支払保険金及び正味損害率

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		39	0.2	60.2	43	0.2	66.1	38	0.1	56.6
自動車		21,040	98.1	68.2	23,340	98.3	69.9	25,330	98.6	63.9
自動車損害賠償責任		362	1.7	129.1	358	1.5	164.3	331	1.3	154.2
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		21,442	100.0	68.6	23,742	100.0	70.4	25,700	100.0	64.3

(注) 1. 正味支払保険金は元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		39	0.2	43	0.2	38	0.2
自動車		21,375	99.8	24,055	99.8	25,473	99.8
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
合 計		21,414	100.0	24,098	100.0	25,512	100.0

(注) 元受正味保険金は元受保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

⑨受再正味保険金

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		0	0.1	0	0.0	0	0.0
自動車損害賠償責任		362	99.9	358	100.0	331	100.0
その他		-	-	-	-	-	-
合 計		363	100.0	358	100.0	331	100.0

(注) 受再正味保険金は受再保険金から受再保険金戻入を控除したものです。

⑩回収再保険金

(単位:百万円、%)

種目	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		335	100.0	714	100.0	143	100.0
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
合計		335	100.0	714	100.0	143	100.0

(注) 回収再保険金は再保険金から再保険金割戻を控除したものです。

2. 保険契約に関する指標等

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		60.2	59.4	119.6	66.1	53.1	119.2	56.6	48.7	105.3
自動車		68.2	37.3	105.5	69.9	35.2	105.1	63.9	29.0	92.9
自動車損害賠償責任		129.1	-	129.1	164.3	-	164.3	154.2	-	154.2
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		68.6	37.1	105.7	70.4	35.1	105.5	64.3	28.9	93.2

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		59.0	57.1	116.1	58.6	51.7	110.3	60.6	48.4	109.0
(医療)		(59.0)	(57.1)	(116.1)	(58.6)	(51.7)	(110.3)	(60.6)	(48.4)	(109.0)
(がん)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(介護)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(その他)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車		68.7	37.9	106.6	69.5	36.5	106.0	74.6	31.6	106.2
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		68.7	37.9	106.6	69.5	36.5	106.0	74.6	31.6	106.2

(注) 1. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率=発生損害率+事業費率
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国内契約		100.0	100.0	100.0
海外契約		-	-	-

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	2024 年度	2025 年度
出再先保険会社の数	2 (-)	2 (-)
出再保険料のうち上位5位の出再先に集中している割合(%)	100.0 (-)	100.0 (-)

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしております。
※ (-)内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

⑥出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分	2024 年度	2025 年度
A 以 上	100.0 (－)	100.0 (－)
B B 以 上	－	－
その他(格付なし・不明・B B 以下)	－	－
合 計	100.0 (－)	100.0 (－)

(注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としております。ただし、再保険プールを含んでおりません。

格付は、S&P 社の保険財務力格付を使用しております。

※ () 内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑦未収再保険金

(単位:百万円)

種目計	2023 年度	2024 年度	2025 年度
1 年度開始時の未収再保険金	61 (－)	65 (－)	53 (－)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	335 (－)	714 (－)	143 (－)
3 当該年度回収額	331 (－)	726 (－)	179 (－)
4 1+2-3 = 年度末の未収再保険金	65 (－)	53 (－)	17 (－)

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2. () 内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

3. 経理に関する指標等

①支払備金

(単位:百万円)

種目	年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
火 災		－	－	－
海 上		－	－	－
傷 害		13	8	12
自 動 車		22,115	20,413	22,439
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		135	132	124
そ の 他		－	－	－
合 計		22,264	20,555	22,576

②責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
火 災		－	－	－
海 上		－	－	－
傷 害		137	137	140
自 動 車		19,769	21,284	25,136
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		701	597	512
そ の 他		－	－	－
合 計		20,608	22,019	25,789

③責任準備金積立水準

(単位:%)

区分	年度	2024 年度	2025 年度
積 立 方 式	標 準 責 任 準 備 金 対 象 契 約	標 準 責 任 準 備 金	標 準 責 任 準 備 金
	標 準 責 任 準 備 金 対 象 外 契 約	該 当 な し	該 当 な し
	積 立 率	100.0	100.0

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約以外の保険契約で 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに 2001 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

④引当金明細表

[2025年度] (単位:百万円)

区分		2025 年度 期首残高	2025 年度 増加額	2025 年度減少額		2025 年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2	2	-	2	2
	個別貸倒引当金	4	0	-	0	3
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
退職給付引当金		481	40	16	-	505
賞与引当金		314	302	314	-	302
株式給付引当金		10	9	-	-	20
役員退職慰労引当金		-	-	-	-	-
価格変動準備金		116	9	-	-	126
合 計		929	364	330	2	960

[2024年度] (単位:百万円)

区分		2024 年度 期首残高	2024 年度 増加額	2024 年度減少額		2024 年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	2	-	1	2
	個別貸倒引当金	1	3	0	0	4
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
退職給付引当金		492	0	12	-	481
賞与引当金		344	314	344	-	314
株式給付引当金		19	10	19	-	10
役員退職慰労引当金		-	-	-	-	-
価格変動準備金		108	7	-	-	116
合 計		968	339	376	1	929

⑤貸付金償却

該当ありません。

⑥資本金等明細表

資本金等の明細につきましては、53 ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計 算 方 法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額		
経 常 利 益 の 減 少 額	2025 年度	400 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円
	2024 年度	357 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

(注) 自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

⑧事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
人 件 費		3,687	3,695	3,679
物 件 費		11,389	11,187	10,500
税 金		265	288	336
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		-	-	-
保険契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		457	558	762
合 計		15,800	15,729	15,279

(注) 1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計です。
2. 保険契約者保護機構に対する負担金は、保険業法第 265 条の 33 の規定に基づくものです。

4. 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預 貯 金		6,421	10.5	4,867	8.4	6,206	8.7
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		39,677	64.8	38,036	65.9	48,354	67.7
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		195	0.3	210	0.4	185	0.3
運 用 資 産 計		46,294	75.6	43,114	74.7	54,746	76.7
総 資 産		61,276	100.0	57,699	100.0	71,409	100.0

②利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
		収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金		-	-	-	-	-	-
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		143	0.35	219	0.57	354	0.87
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		143	0.30	219	0.49	354	0.76
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		143	-	219	-	354	-

(注) 利回りは収入金額/月平均運用額で算出しております。

③海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

④海外投融資利回り

該当ありません。

⑤商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

区分	年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債		-	-	-	-	-	-
地 方 債		10,330	26.0	5,044	13.3	784	1.6
社 債		29,347	74.0	32,991	86.7	47,570	98.4
株 式		-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-
合 計		39,677	100.0	38,036	100.0	48,354	100.0

⑦保有有価証券利回り

(単位:%)

区分	年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
公 社 債		0.35	0.57	0.87
株 式		-	-	-
外 国 証 券		-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-
合 計		0.35	0.57	0.87

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

[2025年度末]

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国	債	-	-	-	-	-	-	-
地	方 債	403	381	-	-	-	-	784
社	債	3,885	16,904	10,067	8,165	8,547	-	47,570
株	式	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-	-
合	計	4,289	17,285	10,067	8,165	8,547	-	48,354

[2024年度末]

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国	債	-	-	-	-	-	-	-
地	方 債	4,253	508	282	-	-	-	5,044
社	債	498	11,128	13,388	4,501	3,474	-	32,991
株	式	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-	-
合	計	4,751	11,636	13,671	4,501	3,474	-	38,036

⑨業種別保有株式の額

該当ありません。

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑬規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
土 地		-	-	-
営 業 用 賃 貸 用		(-)	(-)	(-)
建 物		195	210	185
営 業 用 賃 貸 用		(195)	(210)	(185)
建 設 仮 勘 定		-	-	-
営 業 用 賃 貸 用		(-)	(-)	(-)
合 計		195	210	185
営 業 用 賃 貸 用		(195)	(210)	(185)
リ ー ス 資 産		-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		455	471	618
有 形 固 定 資 産 合 計		650	682	803

5. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

3 責任準備金の残高の内訳

[2025年度末]

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		37	57	0	44	-	140
自動車		23,735	1,400	-	-	-	25,136
自動車損害賠償責任		512	-	-	-	-	512
その他		-	-	-	-	-	-
合計		24,285	1,458	0	44	-	25,789

[2024年度末]

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		40	55	0	42	-	137
自動車		20,093	1,190	-	-	-	21,284
自動車損害賠償責任		597	-	-	-	-	597
その他		-	-	-	-	-	-
合計		20,731	1,245	0	42	-	22,019

4 期首時点支払備金（見積もり額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
期首支払備金		22,926	23,594	22,667	22,220	20,489
前期以前発生事故に係る当期支払保険金		7,611	7,295	7,695	8,972	8,742
前期以前発生事故に係る当期末支払備金		12,522	12,475	11,023	10,035	10,694
当期把握見積もり差額		2,793	3,823	3,948	3,212	1,052

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積もり差額=期首支払備金-（前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積もり額の推移表

●自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険 金	事故発生年度末	23,045			23,617			24,872			25,538			28,490		
	1年後	21,352	0.93	△ 1,693	22,242	0.94	△ 1,375	23,643	0.95	△ 1,228	25,214	0.99	△ 323			
	2年後	20,363	0.95	△ 988	21,415	0.96	△ 827	23,302	0.99	△ 341						
	3年後	19,923	0.98	△ 440	21,339	1.00	△ 75									
	4年後	19,787	0.99	△ 135												
最終損害見積もり額		19,787			21,339			23,302			25,214			28,490		
累計保険金		18,863			20,027			20,424			20,830			16,738		
支払備金		924			1,311			2,877			4,384			11,751		

●傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険 金	事故発生年度末	48			65			43			41			40		
	1年後	51	1.05	2	63	0.96	△ 2	41	0.94	△ 2	40	0.97	△ 1			
	2年後	50	0.99	△ 0	62	0.99	△ 0	43	1.06	2						
	3年後	51	1.00	0	62	1.00	0									
	4年後	51	1.01	0												
最終損害見積もり額		51			62			43			40			40		
累計保険金		51			62			42			38			30		
支払備金		-			0			0			1			10		

●賠償責任：該当ありません。

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

Ⅲ. 財産の状況

1 計算書類

1. 貸借対照表

〈資産の部〉

(単位:百万円、%)

科目	年度	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)		2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
現金及び預貯金		4,867	8.4	6,206	8.7	1,338
預貯金		4,867		6,206		
有価証券		38,036	65.9	48,354	67.7	10,318
地方債		5,044		784		
社債		32,991		47,570		
有形固定資産		682	1.2	803	1.1	121
建物		210		185		
その他の有形固定資産		471		618		
無形固定資産		5,975	10.4	6,250	8.8	274
ソフトウェア		5,919		5,524		
その他の無形固定資産		56		725		
その他の資産		6,982	12.1	8,596	12.0	1,613
未収保険料		0		0		
再保険貸		47		12		
未収金		4,984		5,795		
未収収益		55		103		
預託金		489		488		
仮払金		1,404		2,194		
その他の資産		0		1		
繰延税金資産		1,161	2.0	1,203	1.7	42
貸倒引当金		△ 6	△ 0.0	△ 6	△ 0.0	0
資産の部合計		57,699	100.0	71,409	100.0	13,710

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円,%)

科目	年度	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)		2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(負 債 の 部)						
保 険 契 約 準 備 金		42,574	73.8	48,365	67.7	5,791
支 払 備 金		20,555		22,576		
責 任 準 備 金		22,019		25,789		
そ の 他 負 債		1,627	2.8	1,987	2.8	359
再 保 険 借		1		2		
未 払 法 人 税 等		120		149		
未 払 金		1,299		1,622		
仮 受 金		6		11		
資 産 除 去 債 務		199		200		
退 職 給 付 引 当 金		481	0.8	505	0.7	24
賞 与 引 当 金		314	0.5	302	0.4	△ 12
株 式 給 付 引 当 金		10	0.0	20	0.0	9
特 別 法 上 の 準 備 金		116	0.2	126	0.2	9
価 格 変 動 準 備 金		116		126		
負 債 の 部 合 計		45,126	78.2	51,307	71.9	6,181
(純 資 産 の 部)						
株 主 資 本						
資 本 金		39,106	67.8	44,106	61.8	5,000
資 本 剰 余 金		9,006	15.6	14,006	19.6	5,000
資 本 準 備 金		9,006		14,006		
利 益 剰 余 金		△ 34,709	△ 60.2	△ 36,666	△ 51.3	△ 1,957
そ の 他 利 益 剰 余 金		△ 34,709		△ 36,666		
(繰 越 利 益 剰 余 金)		(△ 34,709)		(△ 36,666)		
株 主 資 本 合 計		13,402	23.2	21,445	30.0	8,042
評 価 ・ 換 算 差 額 等						
その他有価証券評価差額金		△ 829	△ 1.4	△ 1,343	△ 1.9	△ 513
評価・換算差額等合計		△ 829	△ 1.4	△ 1,343	△ 1.9	△ 513
純 資 産 の 部 合 計		12,573	21.8	20,101	28.1	7,528
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		57,699	100.0	71,409	100.0	13,710

- (注) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
3. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づき、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
 また、全ての債権は資産の自己査定及び償却・引当規程に基づき、各資産を所管する部署が資産査定を実施し、当該部門から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
5. 賞与引当金は従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
6. 株式給付引当金は、従業員向け株式報酬制度における株式交付基準に基づく親会社であるMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
9. 自社利用のソフトウェアの償却については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
10. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
11. 会計上の見積もりは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積もりによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりであります。

(1) 支払備金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表の「支払備金」に 22,576 百万円計上しております。

② 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

当社は、保険業法第 117 条、同施行規則第 72 条及び第 73 条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積もり、支払備金として積み立てております。

イ) 算出方法

支払事由の発生に関する報告があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を計上しております。まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる支払備金については、過去の支払実績等を勘案して算定した最終損害見積額に基づき計上しております。

ロ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

損害調査の進展、裁判等の結果などにより、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積もりから変動する可能性があります。また、最終損害見積額の算定においては、見積手法の選択等に起因する不確実性を有しております。

(2) 営業用の固定資産に係る減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表の「有形固定資産」に 803 百万円、「無形固定資産」に 6,250 百万円計上しております。

② 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

当社は、保険事業を営むために、ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）などの資産を保有しております。当事業年度において、2 事業年度連続で経常損失を計上したことから、減損の兆候を識別し、処分予定資産を除いた保険事業等資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、保険事業等資産グループでは減損損失を認識しておりません。

イ) 算出方法

処分予定資産を除いた資産を適切なキャッシュ・フロー生成単位にグルーピングし、主要な資産の経済的残存使用年数及び使用価値を基礎に割引前将来キャッシュ・フローを算定しています。

ロ) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積もりは事業計画を基礎としておりますが、将来における保険料収入、保険金支払及び事業費の見込み等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積もりが含まれます。

ハ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境の変化等、見積もりにおける仮定に変動をもたらす予測困難な事態が生じ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

1 2. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,177 百万円であります。

1 3. 関係会社に対する金銭債権額は 7 百万円であります。

1 4. 繰延税金資産の総額は 2,221 百万円、繰延税金負債の総額は 36 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 981 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、繰越欠損金 478 百万円、責任準備金 481 百万円、支払備金 338 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 478 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は 502 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、資産除去債務に対応する除去費用 36 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額は前事業年度より 143 百万円増加しており、主たる要因は、有価証券評価差額金に係る評価性引当額の増加 148 百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (※)	—	—	—	4	—	474	478
評価性引当額	—	—	—	△ 4	—	△ 474	△ 478
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

1 5. 支払備金及び責任準備金の内訳は以下のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	22,458 百万円
同上にかかる出再支払備金	6 百万円
差引（イ）	22,452 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	124 百万円
計（イ+ロ）	22,576 百万円

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	23,793 百万円
同上にかかる出再責任準備金	20 百万円
差引（イ）	23,773 百万円

その他責任準備金（ロ）	2,015 百万円
計（イ＋ロ）	25,789 百万円

16. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、保有する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を図ることを目的とし、金融商品を活用した資産運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、国内円建債券が主なものであり、その他に国内円建預金を保有しております。なお、債券については「その他有価証券」に区分しております。

金融商品に係るリスクは、金利の変動を主因とする市場リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理方針・諸規程を定め、これらに基づいて取引を行うとともに、取引の執行部門とは別にリスク管理部門を設置し、組織的な牽制を行っております。さらに、リスク管理部門がリスク状況を定期的に取り締り会等に報告しております。

① 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従い、保有資産の特性を踏まえた金利感応度分析等によるリスク管理を実施しております。

② 信用リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従ってリスク管理を行うこととしております。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理規程等に従い、取引の執行部門とリスク管理部門にて管理しております。また、資金繰りの状況を逼迫度に応じて区分し、各区分に応じた対応を定めて管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

2026 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券			
その他有価証券	48,354	48,354	—

(4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

地方債及び社債のうち公募債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している公募債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。同じく私募債は取引先金融機関にて観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

17. 1 株当たりの純資産額は、10,623 円 93 銭であります。算定上の基礎である当期純資産額は 20,101 百万円、当事業年度末における発行済株式数は 普通株式 1,892 千株であります。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	505 百万円
退職給付引当金	505 百万円

② 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	1.60%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、37 百万円であります。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2024 年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025 年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	比較増減
		金額	金額	
経常損益の部	経常収益	39,334	44,316	4,982
	保険引受収益	39,136	43,961	4,825
	正味収入保険料	37,395	43,937	6,542
	積立保険料等運用益	31	24	△ 7
	支払備金戻入額	1,709	-	△ 1,709
	資産運用収益	187	330	142
	利息及び配当金収入	219	354	135
	積立保険料等運用益振替	△ 31	△ 24	7
	その他経常収益	10	24	14
	経常費用	41,101	46,810	5,709
	保険引受費用	28,307	34,799	6,491
	正味支払保険金	23,742	25,700	1,958
	損害調査費	2,595	2,543	△ 51
	諸手数料及び集金費	558	762	204
	支払備金繰入額	-	2,021	2,021
	責任準備金繰入額	1,411	3,769	2,357
	その他保険引受費用	0	0	0
	資産運用費用	212	-	△ 212
	有価証券売却損	212	-	△ 212
	営業費及び一般管理費	12,575	11,973	△ 602
	その他経常費用	5	38	33
	貸倒引当金繰入額	3	-	△ 3
	貸倒損失	0	-	△ 0
	その他の経常費用	1	38	37
	経常利益	△ 1,767	△ 2,493	△ 726
特別損益の部	特別利益	-	-	-
	特別損失	594	141	△ 453
	固定資産処分損	378	131	△ 247
	減損損失	208	-	△ 208
	価格変動準備金繰入額	7	9	2
税引前当期純利益		△ 2,362	△ 2,635	△ 273
法人税及び住民税		△ 829	△ 635	194
法人税等調整額		242	△ 42	△ 284
法人税等合計		△ 587	△ 677	△ 90
当期純利益		△ 1,774	△ 1,957	△ 183

(注)

1. 関係会社との取引による収益総額は 71 百万円、費用総額は 116 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	44,125 百万円
支払再保険料	187 百万円
差引	43,937 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	25,844 百万円
回収再保険金	143 百万円
差引	25,700 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	769 百万円
出再保険手数料	7 百万円
差引	762 百万円

(4) 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,966 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 63 百万円
差引 (イ)	2,029 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (ロ)	△ 7 百万円
計 (イ+ロ)	2,021 百万円

(5) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	3,642 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	3 百万円
差引 (イ)	3,639 百万円
その他責任準備金繰入額 (ロ)	129 百万円
計 (イ+ロ)	3,769 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息	354 百万円
計	354 百万円

3. 1 株当たりの当期純損失は、1,196 円 80 銭であります。算定上の基礎である当期純損失は 1,957 百万円、期中平均株式数は普通株式 1,635 千株であります。

4. 固定資産処分損の主な内容は、新基幹システムの稼働に伴う旧基幹システムに係るソフトウェアの除却損 (131 百万円) であります。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2024 年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025 年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	比較増減
		金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益 (△は損失)		△ 2,362	△ 2,635	△ 273
減価償却費		1,777	1,654	△ 122
減損損失		208	—	△ 208
支払備金の増減額 (△は減少)		△ 1,709	2,021	3,731
責任準備金の増減額 (△は減少)		1,411	3,769	2,357
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		3	△ 0	△ 4
退職給付引当金の増加額		△ 11	24	36
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		7	9	2
利息及び配当金収入		△ 219	△ 354	△ 135
有価証券関係損益 (△は益)		212	—	△ 212
有形固定資産関係損益 (△は益)		4	0	△ 4
無形固定資産関係損益 (△は益)		374	131	△ 243
未収金増減額 (△は増加)		△ 283	△ 1,002	△ 718
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)		49	△ 755	△ 804
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△ 68	89	158
小計		△ 605	2,954	3,559
利息及び配当金の受取額		228	287	59
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)		701	826	125
営業活動によるキャッシュ・フロー		324	4,068	3,743
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 11,889	△ 15,774	△ 3,884
有価証券の売却・償還による収入		12,787	4,960	△ 7,827
資産運用活動計		898	△ 10,814	△ 11,712
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,223)	(△ 6,745)	(△ 7,968)
有形固定資産の取得による支出		△ 136	△ 237	△ 100
無形固定資産の取得による支出		△ 2,634	△ 1,678	955
預託金の取得による支出		△ 25	△ 0	25
預託金の返還による収入		19	0	△ 18
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,879	△ 12,729	△ 10,850
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		—	10,000	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	10,000	10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 1,554	1,338	2,893
現金及び現金同等物期首残高		6,421	4,867	△ 1,554
現金及び現金同等物期末残高		4,867	6,206	1,338

- (注) 1. キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。
2. 重要な非資金取引は該当ありません。
3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書

[2025年度]

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	39,106	9,006	△ 34,709	13,402	△ 829	12,573
当期変動額						
新株の発行	5,000	5,000	-	10,000	-	10,000
当期純損失	-	-	△ 1,957	△ 1,957	-	△ 1,957
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	△ 513	△ 513
当期変動額合計	5,000	5,000	△ 1,957	8,042	△ 513	7,528
当期末残高	44,106	14,006	△ 36,666	21,445	△ 1,343	20,101

(注) 1. 当事業年度末における種類ごとの発行済株式数は次のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,598,000	294,120	-	1,892,120
発行済株式合計	1,598,000	294,120	-	1,892,120

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

[2024年度]

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	39,106	9,006	△ 32,934	15,177	△ 320	14,856
当期変動額						
当期純損失	-	-	△ 1,774	△ 1,774	-	△ 1,774
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	△ 508	△ 508
当期変動額合計	-	-	△ 1,774	△ 1,774	△ 508	△ 2,283
当期末残高	39,106	9,006	△ 34,709	13,402	△ 829	12,573

(注) 1. 当事業年度末における種類ごとの発行済株式数は次のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,598,000	-	-	1,598,000
発行済株式合計	1,598,000	-	-	1,598,000

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 保険業法に基づく債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

2. 危険債権

該当ありません。

3. 三月以上延滞債権

該当ありません。

4. 貸付条件緩和債権

該当ありません。

5. 正常債権

該当ありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

4 時価情報等（取得価額又は契約価額、時価及び評価損益）

1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

③その他有価証券で時価のあるもの

[2025年度]

(単位:百万円)

区分		2025 年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	—	—	—
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	49,698	48,354	△ 1,343
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	49,698	48,354	△ 1,343
合計		49,698	48,354	△ 1,343

[2024年度]

(単位:百万円)

区分		2024 年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	—	—	—
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	38,866	38,036	△ 829
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	38,866	38,036	△ 829
合計		38,866	38,036	△ 829

④時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

該当ありません。

2. 金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当ありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

5. 先物外国為替取引

該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引（7. に掲げるものを除く）

該当ありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

（国債証券等及び金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 1 号の性質を有するものに係るものに限る）

該当ありません。

5 その他

- 当社は、会社法第436条第2項第1号に基づき、計算書類及び計算書類に係る附属明細書について、会計監査人（有限責任あずさ監査法人）による監査を受けております。
- 「当社及び子会社等の概況」、「当社及び子会社等の主要な業務」、「当社及び子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当ありません。

確認書

2026年7月

三井ダイレクト損害保険株式会社

取締役社長 佐久間 美奈子

1. 本ディスクロージャー誌に記載の財務諸表について確認したところ、全ての重要な点において虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 本ディスクロージャー誌に記載の財務諸表が、所定の手続きにより適正に作成されたこと、及びこれに係る内部監査が有効に実施されたことを確認しました。

以上

損害保険用語の解説

カ

価格変動準備金

保険会社が「所有する株式・債券等の価格変動による損失」に備えるための準備金です。

既経過保険料

保険期間のうち保険会社が補償する責任を果たした期間に相当する保険料をいいます。一方、責任が残っている期間に対応する保険料を「未経過保険料」といいます。

サ

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受再といいます。

時価（額）

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、経過年数や使用による消耗分を控除して算出した金額です。

事業費

保険会社が事業を行う上の費用で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）から積立保険料相当分を控除し、再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）したもので、会社が引き受けた危険に対応する保険料のことです。

責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社があらかじめ積み立てておく準備金です。責任準備金には、「普通責任準備金」、「異常危険準備金」、「危険準備金」、「払戻積立金」、「契約者配当準備金」等があります。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の保険会社が保有する支払余力の割合を示し、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率及び自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出、ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

ハ

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人のことです。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であつても保険料が払込まれるまでは保険会社の責任は開始しないと定められています。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額であり、その金額は、保険契約者と保険会社の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人です。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返れい金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものです。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者にお支払いいただく金銭のことです。

マ

未経過保険料

保険期間のうち、保険会社が補償する責任の残っている期間に対応する保険料をいいます。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

【事故にあわれた方】

事故のご連絡

事故受付センター 電話番号 0120-258-312

受付時間 24時間365日

【自動車保険・バイク保険】

インターネットでのお見積もり・お申し込み

ホームページ www.mitsui-direct.co.jp

各種お問い合わせ

ホームページ www.mitsui-direct.co.jp/howto_main/

メールでの各種お問い合わせ

お客さまセンター メールアドレス app@ms-direct.co.jp

【医療保険】

各種お問い合わせ

お客さまセンター メールアドレス i_app@ms-direct.co.jp

電話番号 0120-312-830

受付時間 (平日) 9:00~18:00 (土日祝) 休み

※医療保険の新規契約の受付は2015年10月30日をもちまして終了させていただきました。

三井ダイレクト損害保険の現状2026

2026年7月発行

三井ダイレクト損害保険株式会社 経営企画部

〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル

電話 0570-200-207 (代表)

www.mitsui-direct.co.jp

三井ダイレクト損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル

<https://www.mitsui-direct.co.jp>



みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。